

昭和六十一年三月二十日(木曜日)

保險部長

取整備緊急措置法の一部を改正す

同（経塚幸夫君紹介）（第二〇三頁）

(源田立君給介)(第二三〇号)

昭和六十一年三月二十日

同(山本政弘君紹介)(第一五五八号)
同月二十日
国立久留米病院の存続等に関する請願(稻富稜人君紹介)(第一五八七号)
同(細谷治嘉君紹介)(第一七四五号)
看護婦の夜勤日数制限等に関する請願(梅田勝君紹介)(第一五八八号)
同外一件(浦井洋君紹介)(第一五八九号)
同外一件(小沢和秋君紹介)(第一五九〇号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第一五九一号)
同(経塚幸夫君紹介)(第一五九二号)
同(工藤晃君紹介)(第一五九三号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第一五九四号)
同(柴田睦夫君紹介)(第一五九五号)
同(瀬崎博義君紹介)(第一五九六号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一五九七号)
同(田中美智子君紹介)(第一五九八号)
同(津川武一君紹介)(第一五九九号)
同(辻第一君紹介)(第一六〇〇号)
同外一件(中川利三郎君紹介)(第一六〇一号)
同外一件(中島武敏君紹介)(第一六〇二号)
同(中林佳子君紹介)(第一六〇三号)
同(野間友一君紹介)(第一六〇四号)
同(林百郎君紹介)(第一六〇五号)
同(東中光雄君紹介)(第一六〇六号)
同(不破哲三君紹介)(第一六〇七号)
同(藤木洋子君紹介)(第一六〇八号)
同(藤田スミ君紹介)(第一六〇九号)
同(正森成二君紹介)(第一六一〇号)
同(松本善明君紹介)(第一六一一号)
同(三浦久君紹介)(第一六一二号)
同(養輪幸代君紹介)(第一六一三号)
同(山原健二郎君紹介)(第一六一四号)
同(菅直人君紹介)(第一七四六号)
福岡県の国立病院・療養所の統廃合反対等に関する請願外一件(小沢和秋君紹介)(第一六一五号)
同(三浦久君紹介)(第一六一六号)
同(多賀谷眞稔君紹介)(第一七四七号)

区霞が関一の一の一石井成一(第六三三号)

年金客船の建造に関する陳情書(大阪府茨木市議會議長塩見喜朗(第六四四号))

原爆被害者援護法制定に関する陳情書外三件(静岡県榛原郡御前崎町議會議長増田権五郎外三名)(第六五五号)

使用済み乾電池等の処理対策に関する陳情書(愛知県市長会会長西尾市長本多貢一)(第六六六号)

一般廃棄物の再資源化促進に関する陳情書外一件(愛知県議會議長浅野市郎外九名)(第六六七号)

シルバー人材センター事業の充実に関する陳情書外二件(東海北陸七県議會議長代表福井県議會議長今村重治外八名)(第六七八号)

婦人パートタイマーの労働環境改善に関する陳情書(大阪府東大阪市議會議長東口貞男)(第六九号)

失業対策諸事業に関する陳情書外一件(福岡県議會議長田中久也外一名)(第七〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二一号)

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三〇号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○山崎委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

並びに年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹村泰子君。

○竹村委員 児童扶養手当の今回の改正ですけれども、支給額が七百元ほどアップしているわけですね。引き上げていただいたのは大変結構なんですけれども、今コーヒー一杯が三百円から三百五十円に上がります。コーヒー二杯分のアップですね。いかにささやかな額であるかということ、物価の上昇率、公共料金のアップ、税金の引き上げなんかに比して非常にささやかな額であるというところは、お気づきだと思いますけれども、百二国会では盛んな議論がくり広げられて、その結果大幅な修正がされたことを私も全国母子家庭のお母さんたちと心から喜んでいえるものであります。

私は昨年三月二十八日、社労で質問をしております。このとき、厚生省児童家庭局がなされた「母子世帯等調査結果の概要」、五十九年四月にお出しになったものでありますけれども、これによりますと、そのときも申し上げましたけれども、母子世帯の年間の収入ですね、これが世帯平均二百万円。これは一般世帯の四百四十万円の半分以下であるわけですね。収入階級別に世帯の累積分布を見ますと、百万円未満が二・五％、二百万円未満が五・八・〇％、三百万円未満が一・一％というふうになっております。それともう一つ、寡婦の就労状況というのを見なければならぬと思っておりますけれども、この寡婦の就労状況の中に出ております年間収入、これも寡婦本人の年間収入は、寡婦全体についての平均は百四十万円である。就労している寡婦のみについて平均が百七十四万円、就労していない寡婦のみについての平均は九十四万円、こういうふうになっております。

収入階級別に寡婦の累積分布を見ますと、百万円未満が四四・七％、二百万円未満が七九・〇％、

三百万円未満が九〇・四％というふうになってい

るわけでございます。

私は、昨年の三月二十八日の質問の中でも触れておりましたが、この児童扶養手当を改正なさる趣旨といえますか、中心的な目標、これが「ここ二十年間の経済の高度成長と各種対策の充実により、婦人の就労機会も増え、また、保育所も整備され、母子世帯が経済的に自立できる条件はかつてに比べて格段に整備されていまして、」

「このように厚生省は書きになっているわけですね。母子世帯の経済的な自立条件が格段に整備されたことを挙げて、真に困っている母子世帯のために合理化、適正化を図ったとされているわけですね。けれども、離別母子世帯の経済的な事情が児童扶養手当がなくてもやっていけるほど本当に水準が向上しているというふうな統計資料は全くないわけですね。厚生省はどういうデータに基づいてこういうことをおっしゃるのですか、再度お尋ねしたいと思っております。

○坂本政府委員 昨年御審議いただきました児童扶養手当制度の改正の方でございますけれども、今数字をお挙げになりました母子世帯の収入あるいは寡婦の世帯の収入等につきまして、一般世帯から比べますと確かに低いことは事実でございます。

しかし、昨年もお答えいたしましたように、現実に各種の社会保障制度も従前に比べて相当に充実してまいっておりますし、また、保育所等の婦人の就労に係る施設も、これまで量的にはほぼ充足するような状態にまで来ております。さらに、その保育の内容につきましても、保育需要の多様化に見合った施策もいろいろと進められてきておるところでございます。

また、社会全体の傾向といたしまして、婦人の労働機会というものが増大を遂げてきておりまして、もちろん、個別のケースにつきましてもいろいろお気の毒なケースというのがあることは申すまでもありませんけれども、そういった社会全体の動き、状態については、母子家庭等にとって、従前に比べましていろいろな面でその自立を図り福祉の向上ができるような状態に進んでおるといえることは言えるのではないかと考えております。

○竹村委員 厚生省はそう思っておられるかもしれないけれども、実際には、現実には何もよくないというのがある。というのは、大変よくない、就労機会もよくなった、今労働省にお尋ねもいたしますけれども、保育園も充実した、そういうふうにおっしゃるのはいきなり過ぎではないか。こういうことはデータに基づいてきちんと言っているだけではないと思うのです。

そこで、きょうは労働省にもおいていただいておりますのでお尋ねしたいのですけれども、私はちょうど一年前の質問のときにも言っておりましたけれども、「母子家庭が自立していくための環境」特に「婦人の就労機会の増大、保育所の整備、貸付金制度の拡充等、大幅に改善されている。果たして労働省はそう見ておられるのですか。

そしてもう一つは、特定求職者雇用開発助成金というのがありますね。これを私の質問のときには、職安局の業務指導課長の鹿野さんが、「支給実績が徐々に伸びております」と数字をお挙げくださいました。それで私がそれに対して、特定求職者雇用開発助成金なんというし難しい何が何だかわからない名前ではなくて、母子家庭のお母さんを雇った賃金の四分の一か三分の一を助成しますよ、例えば母子家庭求職者雇用助成金とか、そういうふうな名前をどうしてつけてくれないのですか、わからないじゃないですかと言いましたね。そのときには鹿野さんが「PRの方法については検討してみたいと思っております。」と答えておられるのですけれども、一年間どういうふう

に検討してくださいますか、どういうふうに伸びておりますでしょうか。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

先生がおっしゃいましたように、母子家庭の母等の就職問題というのは非常に大事な問題と思っ

ておるわけでございます。労働省といたしまして
もいろいろな雇用促進の対策をやっております。

先生御承知のように、公共職業安定所に募集等の
職業相談員を配置することによりまして、家庭環
境等を配慮したきめ細かい職業指導、職業紹介等
に努めますとともに、母子家庭の母等を雇い入れ
た事業主に對します助成金、先生がおっしゃいま
した特定求職者雇用開発助成金というものを支給
いたしまして、訓練手当を支給しながらの職業
訓練、職場適応訓練の実施等により、その雇用促
進対策を図ってきておるわけでございます。昭和
六十一年度におきましては、寡婦等職業相談員の
増員も十一人行う予定でございます。相談機能の
強化を図るとともに、訓練手当等の増額等の措置
も講ずるようにしておるわけでございます。

それから、先生御指摘の特定求職者雇用開発助
成金制度、先生は名前のことをおっしゃいました
けれども、これは就業援助対策といたしましてい
ろいろなものをひっくるめて、例えば母子家庭の
母のみならず、身障者、高齢者とか、特定不況業
種の離職者等も全部包括して支給する助成金でござ
いますので、役所的な名前でございますけれども、
こういう特定求職者雇用開発助成金というよう
なことで一括した名前で行っておるわけでござ
います。私も先生の本委員会での御指摘も踏
まえて、その後、職業安定所で行う事業主に
對します各種の説明会がございましたりあるいは
求人開拓、寡婦等職業相談員による事業主相談
等、事業主と接したりまする機会をとら
えまして積極的に制度の周知に努めたところでござ
います。

それで、この結果、年々その活用が図られ、実
績が伸びているわけですが、ちなみに数字
を申し上げますと、六十一年四月から六十一年一
月までの支給人員は九千八百二十三人でございま
して、前年同期と比べまして千四百五十九人、一七
・四％の増となっております。また、支給金額か
ら申し上げますと、十九億四千六百万円というこ
とになっておりまして、前年同期と比べまして三

億二千万円、一九・七％の増ということになって
おるわけでございます。

○竹村委員 御努力くださいましたことは認めた
いと思っておりますけれども、この前も婦人労働課長に
お答えいただいたのですが、労働省では母子
家庭の中でパートで働いている人の調査をしたこ
とがありますか。つまり、母子家庭の母親はいろ
いろな条件があつて正職員としてはなかなか雇
てもらえない。年齢制限もあるし、いろいろな家
庭の事情もあつて、やむなくパートで働かなけれ
ばならないという事情があるわけですから、
○藤井説明員 私ども、パートの関係の調査とい
うのを各種調査をやっておりますけれども、先生
御指摘の母子家庭の母等に対するパートの実態
調査というのはやっております。

○竹村委員 これは厚生省と協力をしてぜひや
つていただきたいのです。母子家庭の中でパート
で働けない、そういう人たちが非常に多い、む
しろほとんどと言つていいかも知れないと思
いますけれども、それを私たちが知りたいたし、また
労働省でも知っておく必要があるのではないかと
思います。願わくはパートではなく正職員とし
てきちんと雇つてもらえるような努力をしてい
だく上においても、厚生省では、パートを好んで
選ばれる方ももちろんあるでしょうけれども、そ
うではなくて、正職員になりたいがやむを得ずパ
ートで働いておるといふ方の調査を一度やつて
いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○藤井説明員 先生の御指摘の調査ということに
つきましては、予算のこともございましてなかなか
か難いと思つておりますけれども、私も、先生が御
指摘になりました全国母子世帯等実態調査とい
うのを把握しておりますのは、母子家庭の母の方
のうち仕事を持っている人の中の常用雇用者数は六
五・四％、自営業種の世帯は二二・五％、臨時雇
用者、日雇い労働者が九・〇％と、パートとい
うことで数字がなつておりませんけれども、臨時雇
用者、日雇い労働者が九・〇％という数字を使わ

せていただいております。
○竹村委員 そういう実態をつかむために、パ
ートの実態というのこれから労働省の中で非常
に大きな問題となつてくると思つてます。です
から、もちろん予算とかかわりもありますのでし
ょうけれども、できればぜひそういうことを検討
していただきたいと思います。
次に移ります。

八〇年五月の厚生省の通達以来、受給者に対
する調査はますます激しくなつてきております。今
やプライバシーを侵害するような私生活チェ
ックが行われております。その調査に際しなれば、
実際には支給要件が満たされても支給を留保する
など、人権問題にまで及ぶことが平気で行われ
ておるわけなんですけれども、現況届のほかに、提
出しなければならぬとされている未婚の母子調
書、遺棄調書、事実婚の解消に関する調書の内容
はもろろんのこと、昨年小金井市で実施されまし
た生活維持調査、また低所得者に対する照会にお
いては支給要件とは直接関係のない家賃や仕送
り、援助の有無、そしてその人の住所、氏名、関
係、金額まで問ひ、これに答えなければ支給が
おくれで当たり前、答えなければやましいことがあ
るからだと言わんばかりの調査チェックが行われ
ておるわけです。

現況届といふは、いわゆる添付書類、添付
してそろえなければならぬ書類がある。これは
何によつてそういうふうな決められているのだ
か。
○坂本政府委員 児童扶養手当法施行規則、つ
まり厚生省令でございます。

○竹村委員 それをちょっとおしやつてくだ
さい。あります。——ちよつと時間がもつたない
ので申し上げます。
昭和五十五年に出された厚生省児童家庭局企画
課長通知という文書ですか。これによりまして
「未婚の母子について」というのがありまして、
「申請者に別添一の「未婚の母子の調書」に必要事
項を記入させ、これを認定請求書に添付して都道

府県に進達すること」とか書いてありますけれど
も、このほか何か通知とか通達とかあります
か。
○坂本政府委員 昭和五十五年六月二十日に児童
家庭局の企画課長通知が出ておりまして、これに
よつて現在の認定についての必要な基準、手続等
が決められておるわけでございます。

○竹村委員 その添付書類を、例えば未婚の母子
の調書、そういうものを毎年出させるという通知
がどこにあるのですか。
○坂本政府委員 未婚の母子に関する調書につ
きましては、毎年ということとは直接書いておりま
せん。

○竹村委員 ないですね。私もちょっと調べてみ
ましたけれども、毎年未婚の母子の調書というの
を出させるという通知はどこにも出されてないの
ですけれども、東京都ではこれを毎年出すことを
強制しているわけですか。それと、おまけに東京都
では、厚生省の出しておられる「未婚の母子の調
書」というものの一番下に、欄外に「記入するこ
とが困難な事項については、記入する必要はあり
ませんが、出来る限り記入して下さい。」この二行
を入れて、出来る限り記入して下さい。これを六
十年度から削除してしまつておるのです。これは
御存じだったでしょうか。

○坂本政府委員 最近調査をいたしまして、記入
上の留意事項が削除されておるといふことを私ど
も一応聞き及んでおる状況でございます。
○竹村委員 聞き及んでいらしたということだ
けれども、この「未婚の母子の調書」という東京都
の例をとつて申し上げておるのですけれども、私
どもが見ましたところ、未婚の母子ですと、それ
に対して「子の父の状況」「氏名、住所、電話番号」「妻
の有無」「有り」「無し」「子供の安否を気遣う電
話」「手紙等の連絡」「有り」「無し」「仕送り」「有
り」「無し」「訪問回数」「認知の予定」、この前
も私は質問の中で申し上げましたけれども、こん
なものを聞く必要があるのですか。「子供の安否
を気遣う電話」「手紙等の連絡」「訪問回数」「認知の

り、書面に書いて出していた方がいろいろな意味で、事務的にもスムーズにいく、あるいは提出する方も比較的、精神的負担が軽いというふうなことも考えられるわけでございます。

そういう意味で、あくまでも必要な事実を確認するために、できるだけ書いてお出しただいたことという事でございまして、調査に詳しいことが書いてあれば、それなりに認定の事務というものがスムーズに進むであろう、こういう考え方に当たったものであるということをお答えしたいと思っております。

○竹村委員 そういった細かいいろいろな、認知の予定の有無とか、父の妻の存在とか、そんなことまで聞く必要があるのかということをお聞きから申し上げている。

それともう一つは、徹底していただきたい。私が調べたところによりますと、この現況届を出すときに、毎年未婚の調査とか、遺棄の調査とかをほとんどがつけて出さなければならぬようになっていっているわけですね、東京都においてもそうですし、この調査の提出の必要のない県、これが大阪、神奈川、福井、広島、この四つしかないように聞いております。ですから、その辺を徹底していただきたい。こういうプライバシーの侵害に類するような微妙な、お母さんたちの複雑な心理を非常に逆なような問題について、あつちこつちでいろいろな人権の侵害が行われては困るんです。

厚生省はその辺をきちんとして調査していただきたい、一体どういう調査を出しているのか、必要としているのか、どういふふうな徹底ぶりを見せているのか、そういうところをきちんとして一度やっていただきた。どうですか、もう一年前から言いつけておりますけれども、これはお約束していただきたませんか。

○坂本政府委員 最初に、先ほどもちょっとお尋ねでございましたけれども、例えば調査の事項として「妻の有無」とかあるのは「認知の予定」といったようなことについて一応お答えさせていただきます。

まずけれども、「妻の有無」というのは、未婚の母と言われる人の相手方の、つまり子の父について本当の妻がいるかどうか、こういうことが一つ、実際に未婚の母と言われる方がその男性とどういう関係にあるか、事実婚が実際上あるかないかというこの判断の材料にやはりなるということでございますし、それから「認知の予定」につきましては、認知が行われれば法律上支給要件に該当しないというふうな規定もございまして、そういったことと関連して調査をいたしておるという意味でございます。

それから、各都道府県におけるこういった実態調査と申しましうか、各種の手続等につきましては、私も今後その実情を把握いたしまして、実際問題として必要なものはやはり提出をお願いし、あるいはこちらからも照会させていただきますことになるわけでございますけれども、その方法等についてはいろいろまた考慮すべき点もあるかとも思っておりますので、十分検討させていただきますと考えております。

○竹村委員 今の局長のお答え、これはまた非常にひっかかるのでございます、相手の状況を十分にききと知りたいと思うからそういう項目の質問をするとおっしゃいますし、口で聞くよりも書類で出した方がきつと書きやすいからというふうなこともおっしゃいましたけれども、当たり前です、そんな、口で聞くなんていうのはもってのほかで、書類だったらいよいよというところも絶対ないし、それから未婚の母子について、妻の「有り」「無し」とか「認知の予定」とか、そういう非常に個人的なことですね、妻があつたら児童扶養手当を出さないので、なかつたら出るので、その辺、なぜこんな項目が入っているのですか。

「仕送り」とかそういうのはまだわかりますよ、けれども、「子の父の状況」とか「電話番号」とか「妻の有無」、そんなことがどうして未婚の母子に児童扶養手当を出すか出さないかの判定の材料になるのですか。

○坂本政府委員 妻の有無につきましては、つま

りその相手の男性が、届けを出しておる未婚の母との間で事実婚があるかないかというところは、やはり法律上一つの支給要件にかかわる問題でございます。そのときに、やはり相手の方に妻があるというところになりますと、どちらかというとその未婚の母の方との関係というものは比較的薄いというふうな判断も可能になる場合もございまして、それから認知の問題は、これは法律上はつきりと、認知すれば支給要件に該当しなくなる、こういう条項もございまして、そういう意味でここに掲げてあるということになっておるわけでございます。

○竹村委員 もう本当に困りますね。

では、次の質問に移ります。ここで押し問答をしてもしょうがないという感じがします。妻があつたって、一緒に生活していれば事実婚なんですよ。いろいろなケースがあるし、そういう男と女の非常に微妙なところまでどうしてお役所が踏み込めるのですかというのを私は申し上げておきます。言っている意味は大体おわかりかと思っております。

次の四つのことについてお尋ねをしたいと思っております。これはそれぞれ調査の添付書類についてです。

児童扶養手当法の法文の中で第四条「支給要件」第二項の七に「母の配偶者に養育されているとき。支給されない。その配偶者は、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」ということで、事実婚のケースが出てまいりますね。婚姻には、届け出をした婚姻と届け出をしない婚姻があるとして、婚姻と「同様の事情」というのは、婚姻の届け出をしていないが同様の場合を指していると考えられる。婚姻とは、戸籍法第七十四条、民法第七百三十九条で定められるところであり、届け出ることによってその効力を発することはもちろんみんな知っていることですが、そうして初めてその子もまた父の財産の相続の権利を得て、扶養の義務も生まれるわけですね。このような婚姻と同

様の事情にあつて初めて事実婚と言えるのであつて、何の権利も保障もない関係を婚姻とするのは余りにも乱暴と言えないではないかと思ひます。

児童扶養手当における婚姻というのは民法の婚姻とは別だ、独自のものだと言われるのでしょうか。もしそうだとすれば、その根拠はどこにあるのでしょうか。

○坂本政府委員 一般的に申しますと、例えば婚姻というふうな用語の定義というのは、各法律によつてそれぞれ異なる意味内容の定義をするというところも可能であるわけでございます。したがって、一般的には民法に言う婚姻というのが婚姻というふうになつておるわけでございますが、そのほか法律によつて、婚姻とか配偶者とかそういった場合に、法律に基づく婚姻あるいは配偶者でなくとも事実上婚姻と同様の事情にあるものを含むという例はいろいろございまして、例えば健康保険法の配偶者というふうなものについてもそういう規定があるというふうに私記憶しております。

一般に民法上の婚姻とか配偶者というのは、法律の規定に基づいて一定の様式を経て行われるものでありますので、いろいろな事情があつてなかなかそういう手続までは行っていないけれども、実態としては十分婚姻状態あるいは配偶者と考えていいというものが世間にはあるわけでございます。特に社会保障関係におきましては、単に法律上の届け出をしていないかというだけで、ただで給付あるいはいろいろな施策の内容を決めるというところではなくて、実際の生活状況あるいは身分上のいろいろな関係、それに基いて各種の給付なり施策を進めているというのがむしろ現在の法体系では普通ではないかと思つておるわけでございます。

そういう意味で、この児童扶養手当法の婚姻というの、単に法律上の婚姻の関係にある方だけを対象とするのではなくて、実際上、社会生活上も婚姻関係と同じと見られる方もこの施策の対象としようという、むしろ福祉の向上のために特別

に規定を置いてそういう制度にしてあるわけでございます。

○竹村委員 それはよくわかりますけれども、憲法二十四条には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」とあるわけですね。「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」というふうにあるわけですねけれども、これらの両性の合意、夫婦同等の権利、個人の尊厳、両性の本質的平等を抜きにして婚姻の規定をし、義務だけを押しつけておきながら何の権利も保障しないのは憲法第二十四条第二項に違反しているのではないかと私は思うわけですねけれども、そうして事実婚かどうかを調べるためにもう大変なエネルギーを費やされる、こういう事実がございいます。

それから、遺棄調査がありますね。遺棄という言葉、私も最初聞いたとき本当にびっくりしました。日常的に、遺棄と言って、ああ遺棄ねとすぐわかる人はいらっしゃるか。遺棄というのは、女性を扶養される者としてしか見ていない非常に男性本位の考え方ですね。残し捨てられる。女性の意思を認めまいとする行政側の姿勢というものが感じられてならない。この残し捨てられた側の女性から見ますと、屈辱にたえない言葉であろうと思います。遺棄調査などというのを毎年毎年書かなければならない。私は、せめて父親不在とでも改めるべきではないかと思えますけれども、その辺をどうお思いになりますか。大臣、一回お答えください。

○坂本政府委員 まず私からお答えさせていただきます。

法律上の用語というのが一般の常識から見るとちょっとわかりにくいとか、あるいはなじみにくいということとは時々あることとございまして、そのことを私は別にいいことだと言わなければならないわけではござい

ませんので、他に適当な用語があればこれは改めるといふことも考えてよろしいかと思えます。ただ、法律用語でありますから、意味内容が正確でなければいけないということもございまして、この点は法令関係の専門の機関とも相談をする必要があるかと思っておりますけれども、用語自体として不適切であると判断すれば、またそれなりに検討をする必要があるかと思うわけでございます。

○今井国務大臣 私も、今政府委員から答弁いたしましたけれども、遺棄調査というのは、すらすらと拝見しまして、やはりこれはもつとしかるべきうまい表現がないかなという感じはいたします。

○竹村委員 ぜひこれは考えていただきたい。残し捨てられる側に立つて考えていただきたいと思

先ほど遺棄調査のことについても申し上げましたけれども、実際には民生委員が近所に聞いて回ったかとか、帰ってきたかとか、電話があったかとか、一年に一回でも電話があったり、あるいは訪問があったりするとその児童扶養手当の受給資格を喪失するわけですから、プライバシーが非常に侵害されている事実があります。電話、手紙など連絡の有無は、父と生計を同じくしない生活の実態とは無関係ではないかと私は先ほどから申し上げておりますけれども、この遺棄についての御検討もぜひしっかりとお願いしたいと思えます。

それから、先ほど大分申し上げましたけれども、未婚の母子で父親が判明している場合、事実関係が疑われるということで調査が非常に厳しいわけですねけれども、お父さんの状況、住所、氏名を書かせることにはどういう意味があるのでしょうか。先ほど局長は、状況をよく知るために妻の有無も聞くというふうにお答えになりましたけれども、父と生計を同じくしているかどうかということと父親の住所、氏名、職業、電話番号、妻のありなし、こういうものは父と生計を同じくしているかどうかというのとどういう関係があるのか

でしょうか。

○坂本政府委員 父と生計を同じくしているかどうかについては、やはり経済的にその二人の間にどういふようなつながりがあるかということも一つの判断材料になると思うわけでございます。それから、いわゆる父に当たる人の住所、氏名等につきましても、いろいろなケースにおきましては、そちらの方についての調査をする必要も生じる場合もございまして。そういう意味で一つのデータとしてお届けをいただくわけでございます。これはいろいろなケースによって状況が違いますが、私どもとしては、特定のケースについてはもう既にそのことを調査しなくてもほかの事項だけで大体判断できるものもあると思っておりますけれども、やはりケースによっては相当いろいろ調査をしませんとなかなか確認ができないということも

そういう意味で、できるだけ必要なデータを得るためにこういった調査項目については相当詳細に調べておるわけでございます。決してプライバシーそのものをどうこうというのではなくて、本当に法律上の要件に該当する人には支給すべきでありまして、該当するかどうかというその裏づけをやはりはっきりさせるためにいろいろと必要な事項を決めておるということでございます。

○竹村委員 おかしいですね。必要な方には支給をするべく調査をしていらっしゃると思いますが、いかにという調査をしていらっしゃるのです、大変なエネルギーで。これはもう私たちがお母さんたちからの事情聴取でよく聞いております。今おっしゃったそれと、その事実をよく知るとおっしゃるけれども、私がさっきからもう何回も押し問答しておりますけれども、父親の住所、氏名を書いたり、電話番号を聞いたり、妻の有無を聞いたりすることがどうしてそういうことにつながるのかかわらない。

それから父親からの訪問ですね。これは児童扶養手当ですからね、うまいこと、母子家庭に与え

る手当であるというふうな国会の中で趣旨をすりかえられたけれども、もとは、これは子供の成長、発育のために出す手当でありました。しかし、子供の側に立つてみますと権利です。父親がいる、そしてわかっていてる場合、父親にだって会いたい。未婚の母の子の権利をこれは妨害しているとお思いになりませんか。親の生き方によって、離婚、未婚によって児童の権利を差別することは許せないと私は思います。なぜ子供が父親に会っちゃいけないのですか。訪問の状況についての調査は、この点から必要ないんじゃないでしょうか。それから、父親からの手紙、電話についての調査項目、これも必要ないと思えます。調査から削除されることを要求します。いかがですか。

○坂本政府委員 父親と子供の関係は、やはり遺棄に該当するかどうかというのが一つ問題になるわけでございます。やはり児童扶養手当の支給要件の中に遺棄ということが、この遺棄という言葉自体の問題、先ほどちょっと出ましたけれども、要するに父親が子供あるいは母親を置いてどこかへ行ってしまうと全然連絡も何もない、全くのつながりもない、こういう状態の場合に一つ支給要件に該当するわけでございますが、そういうものには該当するかどうかという判断はやはりいろいろな面からこれを確認していく必要があるわけでございます。そういう意味でいろいろととも調査の対象になっておるわけでございます。

ただ、その一点だけで、たまたま何かの連絡があったからもうだめだとか、そういうような処理ということでは決してしておるわけではございませんで、いろいろな総合的な判断を行うために一つの必要な資料としてお聞きをしておる、こういうこととでございます。

○竹村委員 ですから、そういうことを、必要ないから削ったかどうかと私は言っているのではありません。またそれから、認知なしの理由についても、認知するというのは一方的に男性側からするもので

すね、できるものですね。認知されたからといって父と生計を同じくしているかどうかからないわけですね。認知はしませんが、私の子供であることは認めましょう、けれども、別にお金は上げませんよというケースだってたくさんあるはずで。こういうのは無関係ですね。それでもって認知されたからといって手当を打ち切るのには非常におかしいと思います。まして、認知なしの理由なんかは聞く必要全くありません。これについてはどうですか。これは、認知を要求するかしらないか、あくまでも個人の問題です。

○坂本政府委員 認知をするかしらないかは、確かに個人の自由でございますが、要するに児童扶養手当の支給要件に該当するかしらないかは、認知をするかしらないかによって分かれてくるということに現在の法令上なっておりますので、そういう意味で、認知をすることは是非とあるいはそういう観点からではなくて、実際上認知があるのかないのかという事実についての調査をする必要があると考えておるわけでございます。

いろいろ先ほどからも御質問ございまして、この調査のいろいろな項目でございますが、ケースによつては確かにその部分がなくてもほかの部分で判断できるというケースもございまして。しかし、ケースによつてはまたそこを聞くことによつて判断をしなければならぬということもございまして、すべての場合に不必要ということとは言えないというふうに私は考えておるわけでございます。

○竹村委員 すべての場合に不必要なんて言つてませんよ。その認知の有無がどうして支給資格条件になるんですかと、さつきから質問しているんです。認知されたからといって生計をその人に助けられているということにはならないでしようと言っているんです。おわかりでしょうか、意味が。

○坂本政府委員 最初に、私の申し上げておる意味を申しますと、児童扶養手当法施行令で、これは法律の第四條第一項第五号を受けて——児童

児童扶養手当法では、一定の条件に該当する児童について手当を支給するとなつておりまして、具体的に掲げてある最後に第五号として「その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの」というのがございまして。これは父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童などのほかに「準ずる状態にある児童で政令で定めるもの」となつております。その規定を受けて児童扶養手当法施行令にまたその準ずるケースが書いてあります。その中に「母が婚姻によらないで懐胎した児童」、しかし、その後さらに括弧書きがありまして、「父から認知された児童を除く。」と、こうありますので、母が婚姻によらないで懐胎した児童であつても、認知をされるかされないかによつて支給要件に該当するかしらないかが分かれる、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○竹村委員 そういふ法律をつくつておられるのですよね。いかに人情、人権を考えないかということをお私に申し上げております。

最後に、生計維持の方法が不明確な場合、さきに労働省にも申し上げましたけれども、母子家庭の母の失業、転職、休職中というの非常に多いわけですね。職業訓練校に通つてゐる場合も無就労となります。わずかの蓄え、失業保険で母子家庭が食へてゐるケースもたくさんございまして。非課税世帯であつてはかに援助がない場合でも生活は成立いたします。この生計維持の方法が不明確ということでは、調査の目的は事実婚を発見することなんです。そしてその援助者の有無、住所、氏名、援助額、続柄、さらに生計維持調査にある家賃、貯金、まことにこそな方法が続いてゐるわけですね。受給者を愚弄しているとか私は思へない。家庭の収支は非常に種々さまざまでありまして、少ない収入で生計を立ててゐる場合もありまして、いろいろな事情があります。そこに行政が踏み込むということはどうなんですか。

借金をした相手がある。お金になかた、足りなかつた、借金をした、たまたまそれが男性であつた、そうすると、もうこの生計維持の方法が不明

確ということでは受給資格を失うわけですね。借金をした相手の関係まで問うなど本場に調査の行き過ぎも甚だしいと思ひます。

先ほどから長々といろいろと述べておりますけれども、これらに非常な人間性を無視した、プライバシーを侵害した調査が事実行われてゐるんです。先ほど局長は、受給にふさわしい方をどういうふうに見つけるかということをおっしゃいましたけれども、私は全く反対です。受給にふさわしくない、資格を有しない人をどうやって見つけるか、その調査が続いてゐるわけでございます。そうお思ひになりますか、皆さん。人間の一人としてどうですか、大臣。

○坂本政府委員 これは実は裏腹の関係にあると私思ふのです。受給にふさわしい人を見つけるといふことは、逆に受給にふさわしくない人、法律上の要件に該当しない人は支給しないということと裏腹の関係にあるわけでございますから、これは、法律に決められた要件に該当するかしらないかということとは、どちらの側にとつても確認することとは必要でございます。

したがつて、この制度が、一定の人についてはそれなりの手当を支給して福祉の向上を図ると同時に、この財源というものは国民の税金で賄われておるわけでありまして、法律の条件に該当しない人についてははつきりと支給しない措置をしなければいけないわけでございますので、そういう意味におきまして、やはり調査の結果適正な判断をするということが必要になつてゐるわけでございます。

プライバシー問題というのは、確かにいろいろ関連する問題であるというところは私もよく承知しておりますが、先ほど申しましたように、やはりこの児童扶養手当の制度そのものが法律婚のみならず事実婚の解消した人もその施策の対象とするという性格を持つて、しかもその確認についてはやはりある程度まで実際の生活の実態というものを見なければ判断できない、こういうふうな性格の制度でございますので、必要な限りにお

いて、プライバシーといへばプライバシーでございますけれども、実際に生活状況がどうなつてゐるかということ調査をした上で決定をしなければならぬ、こういうものになつておるわけでございます。ただ、そうかといつて不必要なことを調査するとか、あるいはその方法において非常に不適切な面があるとか、そういうことはやはり十分戒めなければならぬ、私はこう考えておりますので、実際の調査に当たつては、行き過ぎることのないように常に心がけるということについては十分留意したいと考えております。

○竹村委員 いろいろと述べましたけれども、大臣、どうお感じになりましたか。こういう事実を御存じでしたか。

○今井国務大臣 今の政府委員とのやりとりをずっと聞いておりました、私も話には聞いておりますが、実態を全く知らないということとはございせんが、いろいろなケースがあるものだなという感じが実はいたしております。

今答弁いたしましたように、法律婚だけじゃなくて事実婚を解消した母親に対してもこれは支給するものでございまして、しかもその制度は公平に運営されなければいかぬといふことでございまして、やはり実態は正確に把握することが必要だと思ひます。しかしながら、同時にまた、受給資格の認定に無関係な事柄についていろいろ質問するなど必要以上のプライバシーの問題に立ち入るということとは当然行き過ぎのないようにしなければいかぬと思つておりますので、これは今後とも十分気をつけてまいらせていきたいと私も考えております。

○竹村委員 ありがとうございます。

必要な調査とおっしゃるけれども、今私が申し上げたように、実に必要でない項目がたくさんあるわけですね。それと、先ほどの東京都のAさんのように、最初はちゃんと未婚の調査を出してゐるのですけれども、毎年毎年出す必要はないじゃないか、そう言つて未婚の調査を出すのを拒否したところが児童扶養手当をもらえなくなつたと

いう例、こういうふうな例がたくさんあるのです。これはただ一人だけ申し上げましたけれども、たくさんあるわけですね。こういうことをやはり徹底してなくしていったかないと困ります。

こっちは許されるけれどもこっちはだめだとか、一度出せばいいものを毎年毎年出すことを強制される、そうでなければ児童扶養手当がもらえないとか、そういうことが起きてくると困るのです。ですから、今私が申し上げましたようなすべての点について、もう一度、ブライパシーの侵害にならないよう、人権の侵害にならないような調査の方法というのを抜本的に考えていただきたい。お願い申し上げます。

次に、障害基礎年金と児童扶養手当との問題、併給が禁じられるわけですが、このことにについては後ほど西議員が詳しくお触れになると思いますが、私からも幾つかの点を御質問しておきたいと思ひます。

障害者の育児保障、とりわけ経済的保障に関しては、これまで児童扶養手当が唯一の制度であつたわけですが、四月一日から実施予定の障害基礎年金、これにおきましては子を持つ障害者に児童加算が支給されます。育児保障の一つの前進で、大変結構なことだと思いますけれども、加算額は月一万五千円と少額であるわけです。それにもかからず児童扶養手当の併給が禁じられること、対象者がさらに制限されること、これらのことを聞いておりますけれども、障害者家庭にとって児童扶養手当の打ち切りはまさに死活問題です。額が随分違います。

そこでお尋ねいたしますが、現在認められている障害福祉年金と児童扶養手当の併給が障害基礎年金への移行に伴って禁じられる。併給を禁ずる根拠について説明をしてください。

○坂本政府委員 児童扶養手当法におきましては、年金との併給関係の規定として第四条第三項に「母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号

のいずれかに該当するときは、支給しない。」というのがあります。ここで、一つは「日本国内に住する有しないとき」というのがございまして、もう一つは、従来は「障害福祉年金及び老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる」とき。こうなつておつたわけでございます。したがって、老齢福祉年金と障害福祉年金を受けているときには児童扶養手当は支給できる、こういうことでございます。

ところが今回の年金の改正で、老齢福祉年金というのは引き続き続いたままですが、障害福祉年金というのがなくなるわけでございます。したがって、児童扶養手当法のこの規定から、老齢福祉年金と並んで規定されておりました障害福祉年金が制度上なくなるといふことで、この併給制限の規定において老齢福祉年金だけが併給になる、こういう結果になつたわけでございます。

○竹村委員 そういふ結果になつて困るのですけれども、現在でさえ極めて厳しい状況に置かれていて障害者の家庭、この併給禁止によつてさらに生存することすら困難な状況に追いやるれるかもしれない、こういうことが予想されますけれども、障害者の家庭の実態をどのように考えておられますか、厚生省。

○坂本政府委員 今回、障害福祉年金がなくなりまして障害基礎年金にかわるということによつて、年金の金額は大幅に引き上がるわけでございます。したがって、例えばこれまで児童扶養手当と障害福祉年金と併給されていた場合には、この金額は、まだ現行の金額でございまして、児童扶養手当が三万三千円、国民年金の障害福祉年金が三万九千八百円といふことでございまして、合算しますと七万二千八百円でございます。

これが今度の障害基礎年金に移り変わりますと、四月から六万四千八百七十五円の障害基礎年金と、一万五千五百六十六円、これは子供さんが一人いれば加給金がつくわけでございますので、合算して八万四千四百一十一円、こういう結果になるわけでございますので、従来の年金と手当を合算

せて受給していた場合よりも受給額が低くなるというところは決してない、むしろ上がるわけでございます。ですから、確かに個々の障害者の方の生活としてはいろいろ苦しい方もいらっしゃると思いますが、年金、手当の金額の関係ではむしろ受給額が多くなるというところになるわけでございます。

○竹村委員 併給禁止に伴う経過措置が予定されております。この目的、性格、対象などについて説明をいただきたいと思ひます。この経過措置は併給禁止による支給額の減額を避けるためのものというふう聞いておりますけれども、しかしそれは全員ではなく、ごく限られた一部の人のこととございまして、どうしてなんでしょうか。その説明をお願いいたします。

○坂本政府委員 これは児童扶養手当法でやはり第四条第二項がありまして、現在の支給要件、その中に児童が一定の状態にあるときには支給しないという条項が幾つかございまして、その中に「父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき」というのがございまして、つまり、父が例えば障害者であつて障害年金を支給される、その障害年金において子の加算がついていて、その子供といふのが児童扶養手当を支給するかどうかという対象であるときには、児童扶養手当は支給しない、こういう扱いになつております。

これは制度発足当初からこうなつておるわけでございますが、今回の年金制度の改正におきまして、父が例えば障害福祉年金を受けていた方、現在の障害福祉年金には子の加算がございせんので、この父に支給される公的年金給付の額の加算の対象になりませんから児童扶養手当は支給されておる、しかしこれが今度拠出制の年金と同じ障害基礎年金になりますと、子の加算がついてまいります。

したがって、この条文に照らしまして、今度は児童扶養手当が支給できなくなる。しかし、今までは児童扶養手当が出ていた人については、子の加算がついたことによつて一遍にそれがなくなると

いうことはかなりの激変であらうということ、国民年金の改正のときの附則によりまして、児童扶養手当と新しく支給される加算の差額は一応支給しよう。これは、従来から両方受けていた方については、従来の状態と改正後の状態は大きく変わるわけでありまして、その激変について配慮いたしまして差額を支給する、こういう仕組みにしておるわけでありまして。

○竹村委員 その子供の加算について、一つ私非常に疑問に思ふことがあるのですけれども、例えば両親が障害者を持つてゐる方の場合、父親の方で今度四月から子供の加算がつくといふことになりましても、不幸にしてこの御夫婦が離婚をして、その子供を母親が引き取つた場合、この子供の加算は母親の方でももらえますか。

○吉原政府委員 その年金の受給権が発生しましたときに父親の方に子供の加算がつくといふのは、その家計の中心者が父親、夫であつて、夫の収入で生計を維持して子供が夫の収入で養われていた、そういう事実に基づいて父親の方の年金に子供の加算がつくわけでございます。

その後、そういった御家庭が、夫婦が離婚をされました場合には、父親の方から見ますと、子供の扶養関係、父親が引き取つて子供を継続して扶養していれば当然その父親の障害年金に子の加算が継続をするといふことになるわけでありまけれども、父親が子供を引き取らないで母さんの方に子供が引き取られた場合には、年金の考え方としては、母親の方にはもとより子供の加算がつかないわけでございますから、そういうこととによつて母親の方につくといふことは、年金の上ではちよつと無理、できない仕組みになつてゐるわけでございます。

○竹村委員 それはひどいですね。大変な男女差別じゃないですか。障害者の夫婦が離婚をして、母親が子供を引き取つたら、主たる生計を立ててゐるのは母親でしょう。それでどうして子供の加算がつかないのですか。おかしいんじゃないですか。当然もらえると私は思ひましたけれどもね。

○吉原政府委員 決して男女差別でも何でもございませんで、年金というのは、生計の中心者が死亡したりあるいは障害になったときに、その人によって養われていた配偶者なり子に支給がつくというところでございます。その後の離婚によって状態が変わったからといって、今まで支給のつかなかった人の年金に支給がつくというところは、年金の仕組みの上ではやはり考えられない、無理なのでございます。

これは、こういうケースを考えていただければおわかりいただけるかと思ひますけれども、その後離婚された方がまた別な子供、あるいは養子で引き取られる場合もあると思ひますし、別にまた子供さんを引き取って扶養されているときに、それではまた二人目の子供さんについて一体支給がつくかということになりますと、先生のお話ですと、そういった場合にも子供の支給をつけないればいかぬということになるかも知れませんが、それはやはり年金の上では不可能なこととございませう。決して男女差別ということではございませう。

○竹村委員 年金につきましては、後で専門家の上西先生がいろいろ詳しく御質問くださると思ひますけれども、今のケースはおかしいですね。私は素人ですが、おかしいと思ひます。離婚した夫婦は別の世帯になりますよね。そして子供を母親が引き取ったなら、主たる生計は母親が立てているんじゃないのですか。それは、男だとか女だとか、夫だとか妻だとかというところで区別されるのですか。これは私ちょっとわかりませんね。

年金の御専門家は、そういうことはできないとおっしゃるけれども、これは大変不思議なことですね。男女差別とか言いようがない。どうして女が主たる生計者だったら子供の加算がつかないのですか。変じゃないですか。

○吉原政府委員 その女性、お母さんが障害になられたときに、お母さんがその生計の中心者であつたら、そのお母さんの年金に子供の加算がつくわけでございます。

○竹村委員 いえ、だから私先ほど申し上げましたように、夫婦とも障害者である場合と云つていふのですよ。どうですか。

○吉原政府委員 夫婦とも障害者であられる場合には、その障害になったときにどちらの方の収入で子供さんの生活が養われていたかということの判断、認定がされることになっているわけでございます。障害になられたときにその子供さんがお父さんの収入で生計を立てておられた場合にはやはりお父さんの方の年金に支給がつかますし、お父さんでなしに、仮にお母さんの収入で生活、世帯の生計をやっておられた場合にはお母さんの方につく、こういうことになっているわけでございます。決して、決して男女で差をつけているということではないわけでありませう。

○竹村委員 障害を受けたときの主たる生計を立てていた人の方に加算がつくわけですか。では、そういうことで今のところは無理というお話ですか。それはどうも解せませんね。年金の審議の中で、年金について男女差別が非常にあるということとを私たちも追及してまいりましたけれども、これもやはり一つの大きな差別になるのではないかと考えます。御検討いただきたいと思ひます。

私、結論的に申し上げても、離婚や未婚の母子は、夫婦がそろって生活をしている家庭に比べて社会的に大変なハンディキャップを背負っているわけですね。みずから進んでシングルマザーと言われる道を選んでいる人もいろいろあるかも知れませんが、大半の人々は大変な苦しみと後には離婚をするとか、望まないけれども未婚の母とならざるを得なかった人々であります。まさか児童扶養手当を受けたために離婚をする人はいないのです。事実婚を厳しくチェックしたり、父親が母子を遺棄しているかどうかを疑ったり、妻の有無を調べたり、いろいろなチェックをされる、そんな低レベルのことを考えるのが福祉なんですか。福祉というのは、国民の幸せを願ひ、助けるものではないでしょうか。財源の窮乏を理由

にこうした弱い者いじめともいふべきことが現実には続けられている。文化国家、先進国と中曾根さんはおっしゃいますけれども、果たしてそうでしょうか。

こうした非常なブライバシーの侵害にかかわる調査、これを一度抜本的に考え直していただきたいと先ほど申し上げましたけれども、そのことを私は最後に強くお願い申し上げます。こうした事実に対する前向きな改正を約していただきたい。大臣、最後に一言お答えをいただきます。

○今井国務大臣 先ほど申し上げましたが、制度の公平な運用上、やはり実態を正確に把握するということは極めて必要なことだと思ひます。しかしながら、おっしゃいますように支給資格の認定に無関係な事柄等について質問をするなど必要以上にブライバシーの問題に立ち入ることについては、行き過ぎのないようにやはり十分心してやらねばならない、私も先生のおっしゃるのとおりだと思ひます。

○竹村委員 終わります。

○山崎委員 上西和郎君。

○上西委員 まず、私は、今時年金統合法施行に当たって、厚生年金、国民年金、さらには共済年金の改定に伴う事項について、相關関係を踏まえ、幾つかの事象について大臣以下関係の皆さん方にお尋ねをしたいと思ひます。

まず第一点は、厚生年金の障害年金の事後重症制度の改善であります。これは従前私たちが厳しく指摘をし、現行の五年制、しかも五年間に重症になつて、かつ五年以内に請求しなければならぬ、こんな優秀な国家公務員の方がおそろいの厚生省、よくもぬけぬけとこんなことを思つておりましたら、さすがにお気づきになり、過ちを改むにははかるなけれ、早速改善なさいました。が、ちょっとその辺の具体的な取り扱いについて御説明いただきたいと思ひます。

○吉原政府委員 厚生年金の事後重症制度につきましては、今お話しございましたように、従来は障害の原因となつた初診日から五年の制限期間

というのがあつたわけでございますけれども、それを撤廃をいたしました。六十五歳に達する日の前日までに障害の症状が固定すれば障害年金の対象にするということにしたわけでございます。これにつきましては、制度の本体の実施はことしの四月からでございますけれども、一歩早く昨年の七月一日から実施に移しているわけでございます。

○上西委員 問題は、今度厚生年金の加入方式が満六十五歳で若干変わりますね、そういったところの取り扱いはどうなるのですか。五年との関連。

○谷口説明員 厚生年金の事後重症の関係についてお尋ねでございますけれども、今回の厚生年金の事後重症による障害年金につきましては、従来請求日が先生御指摘のように初診日から五年以内というようにされていたわけでございますけれども、それを六十五歳までということに改めたわけでございます。

○上西委員 現状よりかは改善でありますから、これはこれでございませう。

関連して、国民年金の障害年金についても、今度障害認定日は事後重症者について若干の改定が行われるのでありますが、とりわけその中で老齢年金の六十歳からの繰上げ減額制度を受給中に障害になつた場合、従来は障害年金への切りかへが認められておりましたが、今回はどのようになるのか、少しく御説明いただきたいと思ひます。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

国民年金と事後重症の関係についてのお尋ねでございます。特に繰上げがございました場合です。従来は繰上げがどうなつていましたかと申しますと、老齢年金の繰上げがございました場合でも、初診日が六十五歳まででございましたならば、その場合には障害年金が支給されるという取り扱いでございます。今回の改正では、その点を改めまして、老齢基礎年金、今回基礎年金になるわけでございますけれども、繰上げをして受給をされておられるということで、その後六十五歳ま

でに初診日があったというケースにつきましては、取り扱いを変えまして、その場合には障害基礎年金につきましては支給されないという扱いにいたしております。

○この考え方といたしましては、老齢基礎年金を繰り上げて支給された場合には、既にそこで六十五歳に到達したものであるということで同一視できるといふ考え方に立ちまして、それにつきましてはこのような取り扱いの変更をいたしたわけでござい

ます。

○上西委員 そうしますと、念を押します。厚生年金の障害年金は事後重症を無期限にし、満六十五歳までは切りかえるわけで、六十歳からの老齢年金をもらっている。今度の改定でもそうなるでしょう。国民年金だけが六十からもらっているのだめだ、こういう改悪をされるのですか。明確にお答えください。厚生年金は切りかえられる、国民年金はだめだ、その点だけ念を押しておきたいのです。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

先ほどお話し申し上げましたように、厚生年金につきましては六十五歳までということに制度を変更いたしましたわけでございますけれども、老齢基礎年金を繰り上げて支給してある、その後初診日がある場合におきましては、先生お話しございましたように、繰り上げた場合にはやはりそこで六十五歳に到達したものと同一視できるといふこととでそのような形にいたしているわけでござい

ます。

○上西委員 大臣、これは大変大事なことであります。現在六十歳四二％、六十四歳一％、この大変な減額率の中でもらっている、六十五歳までに初診日があれば――私は数多く市民相談をやっておりますが、六十四歳十一月で倒れて、ピーポーで運ばれて、六十歳からもらっている方が今二級の障害年金に切りかわっているという方を実際に知っているのです。

ところが、今のお話をお聞きになってわかるように、今度は六十歳から繰り上げて、六十でも六

十四でももらっている者が六十五歳までの傷病で障害になっても切りかえませんか、こうなっている。こんな冷酷な、非情なことを、今井大臣、よもやあなたは御承知で施行されようとしておられるか、非常に気になるのでありますが、おれは知らなかったとおっしゃるならば直ちに改めていただきたい。まだ日にちがありますから。

○吉原政府委員 非情というお話でございませうけれども、私どもの考え方を申し上げますと、障害年金というのは基本的には老齢に達する前、六十五歳前、つまり働いている間に障害になったときに年金の形で所得保障をしようという基本的な考え方があってございまして、今度の厚生年金の改正におきまして、原則として被保険者期間は六十五歳まで、こういうことになっているわけ

でございます。六十五歳を過ぎて障害になった場合には、もう既に老齢年金を受けておられるわけですから、それは老齢年金でカバーする、それ以前に被保険者期間中の障害については、老齢年金ではカバーできませんので障害年金でカバーするという考え方が基本にあるわけでございまして、国民年金につきましては、原則六十五歳から老齢年金が出るようになって、しかし、御本人の希望によって、六十五にはなっていないけれども六十歳から繰り上げて受けたとおっしゃる方には、いわば特別にそのお気持ちにおこたえする意味で出すことにしているわけでござい

ます。

○上西委員 吉原さん、私も申し上げておるように、大臣以下あなた方は極めて優秀なんです。理論でいき、法律論でいけばおっしゃるとおりでも六十五歳までの傷病なら保障しますよとやってきたことはだれが責任をとるのですか。四月から入るのではない、現に入っている方々が、大正十五年生まれはみんな六十になつていくでしよう。その方々は、二つ三つ先輩にそういう方がいて、ああ、あの保障があったとみんな思っている。そうしたら、ある日突然国会で法律が変わって、おれたちは保障されない。そんな冷酷非情なやり方があるかと私は言いたいのです。大臣、あなたはうなずいておられる。あなたは心優しい方だ。こんなことないですよ。二十五年間それでやってきて、四月一日、ある日突然大正十五年四月二日以降の者はぱらぱら打ち切る。それはひどいじゃないですか。そんなことをやっていて政府を信用しろと言ったって、だれが信用しますか。年金を悪くしておいて、これは泥棒に追い銭だ。こんなやり方はないですよ。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

過去二十五年間にわたってという御指摘でござい

ますが、実はこれにつきましては経過的な措置が設けられております。施行日六十歳以上で既に繰り上げて老齢年金を受給されている方につきましては従来通り取り扱いをいたすことにしております。施行日六十歳未満の方々は、すなわち老齢基礎年金をこれからもらえる方々についてこの措置を適用するということで、従来の措置との経過的な配慮はいたしておるところでございます。

○上西委員 大正十五年四月二日以降の生まれの者がそうなるということはおっしゃっているのだから、あなたのそのお答えは要らない。そんなことをやっていいのですか大臣、と私は言っているのです。法律が背後を著した方とマスコミで報道されるような本当にまじめで心温かい今井大臣、私はよくもあなたがこんなものに判を押されたという気がするのである。後から大臣に一括して集中的にお答えいただきますから、そのときに、やはりさすのが中曾根さんが見込んで厚生大臣にしたいだけのことはあるというお答えをまとめてくださいますように、まずお願いをしておきます。

障害福祉年金が障害基礎年金に変わる。そうすると、当然金額も変わるし、拠出制と一緒になっていく。この場合、現在福祉年金は郵便局の支払だけしか認められておりませんが、今後支払い金融機関の取り扱いはどうなるのか、お尋ねします。

○長尾政府委員 先生お尋ねのように、障害福祉年金が裁定がえされまして障害基礎年金になるわけでございます。障害基礎年金は従来の拠出制の障害年金と同様な支払い方法をとるつもりでございます。いまして、いわゆる郵便局におきます無案内方式以外の銀行等御自分の御指定になりました金融機関に振り込むという方法をとるよう考えております。

○上西委員 重ねて、老齢福祉年金は明治四十四年四月一日以前生まれの者しか原則としてもらえないのですが、この際、老齢福祉年金も一緒に拡大したらどうですか。そのお考えはありや否や。

○長尾政府委員 老齢福祉年金につきまして、今先生お話しのようなお考えがあるわけでござい

ますが、私も申し上げましては、障害基礎年金、遺族基礎年金をまずやらせていただいて、将来の問題としては検討させていただきたいと思

変な誤解があり、みんなどうなるのかと迷っているのです。そしてそこを追っかけて行く最近、まだ一週間たっていないでしょう、共済組合からだと調査が行った。一枚五円取られて、社会保険庁が厚生省から知らぬけれども用紙代までふんだくられて、各共済組合——大蔵省、国鉄もおいでだが、そうした調査を送って、それを三月末までに出せ、その上今度は都道府県、市町村に現住所確認をやれ、こういうふうには厚生大臣、社会保険庁長官からほとんど通達が行く。地方自治体は今お手上げなんです。やつの思いで厚生年金関係が済んだと思ったらばつと共済が来る。お金を取るあなた方はいい。共済組合の短期のものを調べれば扶養家族が出てくるから大体金は取れる。しかし、末端の市町村、社会保険事務所を含めて、現地の事務処理というのは大変なんです。それをなぜこんなに急ぐのか。

これだけの改定だ。大臣以下協議されて、とりあえず年金の給付の方は四月一日からやるが、いわゆる無業の妻の確認、現住所の確認、こうしたことについては、私は少なくとも一年と言いたいけれどもせめて半年くらい幅のある調査、弾力性のある運用ができないのかということをお尋ねしたいのです。

○長尾政府委員 今お尋ねの、いわゆるサラリーマンの奥様の三号被保険者としての届け出でございしますが、三号被保険者の方は多分一千万を超えるような方がおられると思います。この場合の事務処理を一気にやりますと、確かに先生お話しのように市町村も大変混乱するということは事実だと思います。私も基本的には考えましたのは、三号の中で現在国民年金に任意加入しておられる方が大体七百万弱おられるわけでございしますが、この分を四月前からはじめさせていただきます。このことをいけば事務をならすということでもまず考えたわけでございます。それで、十一月にこの方々に御通知を差し上げまして、一月末までにお届けをいただくということで半分の方は前準備をしたということでございます。あとはこれから共済

の方にお願いをし、それから国民年金に任意加入しておられない方についてこれから始めなくてはならないということでございます。

特に四月一日から、加入しておられない方の手続を開始するわけでございますが、先生御指摘のように、市町村の窓口の一時に集中して仕事の上で混乱を生ずることがないように、市町村によりまして、例えばある地域は四月、ある地域は五月というように弾力的な運用をするというところは、私もそういう方向でよろしいと思っておりますし、そういう方向で十分指導はいたしたいと思っております。しかし、四月新制度発足というところ、第三号に該当されます奥様方も非常に関心が高まっております。ごときでございますし、こういう時期を逃しましても届け出が漏れたりしまして問題でございますので、できる限り機運の盛り上がり方には思っております。お尋ねでございます。

○上西委員 私はお願いしておきたいのです。おっしゃるとおりなんです。ただ、あなたは今幅のある運用とおっしゃるが、例えば最終的に九月いっぱいだから六ヶ月かけていい、それだけのところであらうなからしてやってくれないということでは下へおいてないです。それぞれの市町村の受けとめ方ではスピードアップをやる。その結果、善意の権利喪失者——かつての十年年金がそうでしょう。漏れていたらからやむを得ず二回やらざるを得なかった。ああいったことがないように、無権利の者が出てこないようにするためには、確かに機運が盛り上がりつつあるけれども、津々浦々まで行くにはやはり時間がかかりますよ。

そして、今共済組合の調査が始まったばかりだ。だとするならば、九月末くらいは一つのおおらかなめどに置いておいて、そして市町村の独自の発想でその中で消化をしていく、こういう弾力ある運用を上からきつと流さないと、市町村ではやはり混乱が起きると思います。ですから、きょうのお答えを現実の運用面で生かしていただくように、社会保険庁実力者長尾部長にお願いして

おきます。

次は同じく第三号のことですが、長尾さん、死亡一時金を出さないとはこれもまた冷酷非情なんです。死んだらペアだよ、こういうやり方、あなた方強制加入、自動的強制加入だということなさながら、亡くなった一円も香典すら出さない、こんなことをまあよくあなたのような本当に見るからに心優しい方がされたものだと思うのです。その辺一言お答えいただきたいのです。

○吉原政府委員 私が答えたいのはまたおしかりを受けるかもしれませんが、死亡一時金というのは、これはまた先生よく御承知の上での御質問だと思っております。私ども、実際に保険料を毎月毎月払って、それで老齢年金に結びつかずに亡くなった場合に、それは何ほ何でもお気の毒ではないかということ、わずかながらでございますが遺族の方に出すことにしているわけでございまして、その額はことしの四月からかなり上げたつもりでございます。

ただ、サラリーマンの今度の第三号被保険者といいますが、いわば実際に保険料を払わないで年金の資格がつくという制度のもとでもそういう方にも出さなくてはならないかということになります。と、やはり年金というものは本当に必要な人の方にございまして、第三号被保険者の方にまで死亡一時金をという出したい気持ちにはもろんよくわかりますし、出せばいいというふうには思いますが、本当に年金の必要な方に高い年金をという考え方から、今回はそういう方には御遠慮いただくということにしているわけでございます。

○上西委員 だから、さっきから申し上げるように、法律をつくって鋭意努力なされた、今は亡き山口新一郎前局長以来大変な御努力を皆さんなさったことを僕はよくわかるのです。ただ僕は、国民の立場、加入者の立場、受給者の立場からいえば、直接納めていないだけで、社会保険庁はちゃんとふんだくっているんだから。そうでしょう。

あなた、まるでたまたまで入れているみたいにおっしゃってはいかぬのです。三分の一は国庫負担だが、月額八千六円取るんでしょ。そこは取って、そして死亡一時金を出さない。しかも死亡一時金、現在の二三、二八から、十万円から二十万円に上げるんだ。そうすると、必ずトラブルが起きますよ。起きたときに、その方々はあなたの方のところで苦情を持ってきません。永田町までは来ない。来るのは市町村ですよ。せいぜい社会保険事務所ですよ。そこでやられてい

る方はもうたまたまです。そんなことだったら、こうなるときに、あなた方は、いや、あれは法律ではこうでこうして、今お答えのことを都道府県の代表者を集めてしゃべっていないんだ、悪いけれども。僕は、生で当たる者はどうなるのか、生でその事象に直面した担当者はどうなるか、そこまでの配慮がないという制度の改定は非常に微妙だ、こう言いたいのです。だから、あなたは、私もだんだん薄くなっているけれども、毛髪が薄くなる方は本当に優しい方なんです。善人なんです。我が鹿児島では、これの薄い方に悪人はないと言っている。吉原健二局長、この死亡一時金を第三号被保険者にも支給する、こういうことをぜひお願いしておきたいと思うのです。

次に、厚生年金についてお尋ねをします。遺族年金を給付する場合、受給者が夫、父母である場合、従来満六十歳未満であれば出ない。それをたまたま私がこの委員会へ出てきて厳しく申し上げましたら、当時の大臣、率直に認めまして五十五歳まで下げたのです。満五十五歳以上になつておれば六十歳から給付する。ところが、共済年金その他は年齢制限がないのです。そして、やはり支給停止をやっている、五十五、五十六、徐々に六十に近づきますけれども、出す。だとするならば、これだけの改悪をおやりになる、せめて罪滅ぼしにと言つてはちよつと言い過ぎかもしれませんが、現行五十五歳の支給停止措

置の開始年齢を五十歳ぐらゐまで下げる、こういう御英断はできないものでしょうか。

○吉原政府委員 遺族年金につきましては父母が遺族の場合には、従来は六十歳ということになっていたわけですが、先生からお話のございましたような御趣旨を踏まえまして、年金が出るのは六十からではありますけれども、死亡時に五十五歳以上の人にはいよいよ受給権を与えるということにさせていただきます。

さらに、これはもう少し年齢を下げるかどうかにつきましては、次の改正の機会までとひとっせ、せつかく修正で五十五ということを出発することになったわけでございますので、そういうことで今後の検討課題ということにさせていただきます。

○上西委員 いや、おっしゃることもわかるのですよ。ただ、夫が妻を亡くした場合と妻が夫を亡くした場合の悲しみに差をつけているから僕は腹が立つのですよ。両親が子供を失った場合、その悲しみを何か差をつけちゃって、結果的にです、六十歳までの間は上げませんよという。逆に、妻と子がもう場合は即時支給なんですよ。同じ中曾根内閣のもので、片や憲法にのっとり男女雇用平等とかいろいろなおやりになる。厚生年金だけは、百年に一回の大改定ですよと鳴り物入りで大宣伝をされながら、肝心なことはぼろぼろと、それこそ落としたままでやろうとされるから、今度の改正の時期にはあなたは偉くなつてもっと上におられるでしょうから、そのときには、おれはあのとき言ったんだから五十歳まで下げる、こういう決断をなさるよう強く要望しておきたいと思ひます。次期の改定を心から期待をしておきます。

次は第四種被保険者の取り扱い。これについて、今後具体的にどうなさるのか。やはりいろいろあるのです。とりわけ民間の中小零細で社会保険に入っていた、ところが不景気とかその他で企業の倒産、閉鎖は続く、はうり出される、せつかく十年以上あったのに、何かこれがなくなるそう

だとか何とかということがあるので、この辺はどうなるのか簡潔に、明快に答えたいと思います。

○長尾政府委員 今先生からお話のございましたように、今回の改正法におきましては四種の被保険者制度は廃止をされるということになっておりますけれども、経過措置といたしまして次のようなことが決まっております。

今現に、施行日の前日現在で、四種被保険者である方は、このまま四種としてお続けただけるところでございます。それから、被保険者期間が十年以上ありまして施行日において四十五歳以上である方、もう既に中高年齢の方もおりになることができます。それから、今度六十五歳以上は被保険者でなくなることになるわけでございますが、このことによつて被保険者資格を喪失する、その方も四種の申し出をなさることができるようでございます。それから、四種の申し出をすることができるよう要件、現在それがあつたにもかかわらず、まだ手を挙げておられなかつたという方があると思ひますが、具体的にはこの三月三十日までにはやめた方ということになるわけでございますが、運用といたしましては、おやめになった日が三十一日まではいいということに解釈をいたしておりますけれども、この範囲の方につきましては四種として引き続き手続をいたしたければいいことになっております。

○上西委員 この四種の制度は、従来厚生年金発給以来ずっとあつた制度で、これで中小零細の方が随分救われていたわけですね。いわゆるみずから意思での退職じゃなくて、はっきり言えば企業の倒産、閉鎖等で不本意ながら失業をした方々などはこれで随分助けられていたのです。失業中に第四種で入つて遺族年金をもらへたとか障害年金の該当になつたという方を僕はたくさん知つてゐるのです。ところが、その制度が今度切られるわけですね。確かに経過措置がある。そうすると、昭和十六年四月一日以前生まれの者しか今からは原則的には該当しないということになる

わけですね、現に資格がある者は別として。こういふところもあと五年くらい幅を見てやるとか……。

何か切つて捨てるというか、悪くすることについては極めて直截にぼつとやられて、よくする、積み残しをどうするかということになると、いや理屈では、理論では、優秀な方々がこうおっしゃいますので、私は何度か申し上げるが、厚生省の、とりわけ年金とか社会保険庁の仕事というのには心優しい方々でなければ務まらぬですよ、受給者の中には大変な方々が出てくるわけだから。そういう意味合いでさらに弾力的な幅のある運用ができないのか。そのことについてあと一歩、後からまとめて大臣に御要望申し上げますけれども、私は強くこのことについてお願いを申し上げておきたい。四十五歳で切られてはかわいそうですよ。

女性には三十五歳以上で十年以上あるとなれば、極端な言い方をすると十六年四月一日以前はある意味では無意味になつてしまふのです。そういう意味で、あとちょっとお考えいただけないだろうか、これは現実の問題として。あなたも極めて明敏な頭脳をお持ちなんだから、ぼつとおわかりになつてゐるはずですよ。ぜひお願いをしておきたいと思ひます。

あわせて、これは長尾部長にお尋ねしますが、今度五人未満の事業所を加入させていきますね。これも今の社会保険庁の陣容その他から一挙には無理だと思ひます。厚年のことは市町村はなかなかできませんから。そうなりますと、具体的に六十一年度は例えほどの線までは入れていくのだとか、何年かかつて法改定に伴う五人未満の事業所の加入を完全に終わるのだ、こういった計画がもしあれば、この際お聞かせください。

○長尾政府委員 五人未満事業所の適用拡大の問題でございますが、五人未満事業所以外に、五人以上の事業所でありましてサービス業等の未適用業種につきましても、今回、法人の事業所の場合には適用するというふうな法律改正はございま

す。私もとしては三年間でこの措置をやるというところでございますので、六十一年度は未適用の業種の五人以上組、いわば飲食店、サービス業等の法人の事業所にお勤めの方々について適用を開始したいと思つております。

この次の計画でございますが、私も、実態調査もやつておまして、この次どうしようかな業務、今先生からお話のございましたような事務体制をどういうふうにとりながら考えていくかというのを今検討いたしております。その次に、次の六十一年度または六十三年度の計画を立てていくわけでございますが、一つには人数でございます、四人のところから手をつけていくといったような段階が考えられるのではないかと思つております。

○上西委員 長尾部長が今答へのように、未加入の新規適用は三年間かけてやろう、それだけの幅のある運用があるのなら、バックしますけれども、先ほど申し上げた無業の妻の認定その他についても、やはりきちつと幅のあることをこの際あわせてお願いをしておきたいと思ひます。そうしないと、ここで一言申し上げますと、それこそ私の住んでゐるのは僻地でございまして、公務員職にある方々は、国家公務員であつたらしく、公務員であつたらしく職務に忠実ですよ、責任感旺盛。だから、仕事を与えられると一生懸命馬車馬みたいになる、そのときに過重なものを押しつけられますと、結局どこかで漏れてくるわけですね。だから、今一挙に三年間かけてやつていこうとされるならば、片一方の国年その他の関係についても、法をせつかく適用されるならば、幅のある運用といたつてを具体的にこの際あわせてお願いをしておきたいと思ひます。

さて今度は、年金担保貸し付けを私はここでこの際お尋ねしておきたいのです。現在の年金担保貸付制度は、貸付枠その他があまりすけれども、いわゆる規則の上では四年償還でしよう。ところが、今は借りると、返済金プラス利子に到達するまで給付される年金全部お召し

社会保険庁は昭和三十七年の発足以来、正確に、迅速に、親切にということをもットに業務をやつてまいつたわけでございますけれども、一方の専門家に偏して、例えば医療保険をやっている人は、厚生年金、あゝそれは知りませんというようなことになつては相ならないということ、従来から、自分が担当している制度以外の制度についても幅広い、かつ奥深い知識を得よう

にということ、人事交流につきましても、各都道府県を指導して、ぜひ機会を見つけてこれを図るように、さらにまた各種の内部研修の機会を通じまして、医療保険の担当者にも年金制度、特に今回の改正等につきましても十分に理解してもらいようにやっているところがございます。今後とも、先生おっしゃいますような幅広いオールラウンドブレイヤー、特に上層部はそのようになってほしいということで努力をいたしておるところでございます。

○上西委員 大変前向きのお答えをいただきましたが、内部研修の充実、それから人事異動のことも含めて、とりわけ、私はよく感心することです。社会保険事務所は、ナンバースター、次長さん、副長さんあたりがどんだん窓口の責任者で出ている、そして応対に当たっている、このことはすばらしいことだと思っております。そうしたことを高く評価しながら、かつ御要望として、人事の交流等を含めて本場に一体となって機能が發揮できるように重ねてお願いをしておきたいと思っております。

ここで、ひとつさっきの質問にバックしまして、障害基礎年金と児童扶養手当、このことについて先ほど我が党の竹村議員が質問したのでありますが、私が非常に疑問に思うのは、父親が重度の障害者の場合、母親に児童扶養手当が三万三千元出る。今度は、その場合は一万五千元カットで一万八千元出るといことになるわけですね、障害基礎年金になると、ところが、母子家庭で母親が重度の障害者であれば三万三千元全部消すんですね。そうでしょう。そうして福祉手当をもらっている場合は、今度は特別障害者手当になってもこれは完全に、今の一万一千二百五十円の福祉手当の受給者がそのままだと、まあ二万八千円になりますけれども、特別障害者手当の受給者に一〇〇%移行しませんね。そうしますと、一万一千二百五十円まで含めて、それまで仮に減額されるとなったら、先ほどいろいろ御説明がありましたが、さくばらんに言って、現実金額が下回

る例が出てくるのじゃないですか、母子家庭で母親が重度の障害者の場合、福祉手当、特例手当がカットされると想定したら、その辺はどうなりませうか。

○坂本政府委員 このたびの年金改正によりまして児童扶養手当制度はいろいろ変わった点がございしますが、先生も御承知のように、今おっしゃいましたけれども、例えば母親が障害者であつて子供が一人いる場合に、児童扶養手当と障害福祉年金と支給されておるわけでありまして、また、ケースによっては福祉手当の支給もある場合がございます。

そこで、今度の改正が施行されますと、現在児童扶養手当法では、老齢福祉年金と障害福祉年金に限って児童扶養手当を併給しておるわけでございますが、障害福祉年金そのものがなくなってしまうわけでございます。したがって、併給の相手というのは老齢福祉年金ひとりになってしまいうわけでございますが、しかし障害福祉年金がなくなつても、今度は障害基礎年金という、いわば拠出制年金に相当する相当金額の高い年金も出るわけでございますし、そのほかに、子供がいる場合には新しくその子の加算もつくわけでございます。したがって、従来の児童扶養手当と障害福祉年金とを合わせた額よりは、今度の新しい障害基礎年金とそれに加算された額というものは上回る、こういう姿になっておるわけでございます。

ただし、福祉手当が従来出ておった方につきましては、この福祉手当を加算した従来の額から見ると、ケースによっては若干減額するようなケースもそのままだとございますので、特に今回、福祉手当における経過措置というもので減額分について支給をする、こういうことをいたしまして実質的な減額はないようにいたしております。

○上西委員 大蔵省が見えていないと思ひますので、共済年金の遺族年金の、とりわけ国家公務員共済組合、これが現在遺族年金の所得制限をや

ておりますが、これを改善される意思ありや否や、お尋ねしたいと思ひます。

○坂本説明員 委員御指摘のように、ただいま現行法では、国家公務員共済組合の遺族年金は、御本人が亡くなった場合の遺族の収入が御本人を下回っているか、あるいは上回っている場合でも、二百四十万円以内という場合にのみ遺族年金を給付する、こういうことでございます。

一般的に、遺族年金につきましては所得あり、なしを撤廃するということは、重点的な給付がこれから必要でございますので、著しく高い所得がありながら、なおかつ年金給付をするというのは、やはり公平の観点からいって問題があるというふうに考えておりますが、ただ、上西委員からはかつて御指摘がございまして、共済制度あるいは厚生年金制度の中で取り扱いが異なるという御指摘を受けたわけでございます。私どもは、御指摘を受けまして、各公的年金制度を通じて、やはり同一の扱いをすべきであるということから今検討している最中でございますが、現行の二百四十万円という水準は低いということでございまして、大幅に緩和しようという方向で検討しているところでございます。

○上西委員 では、重ねてお尋ねします。

大幅に緩和される、多分地方公務員や公立学校がやっている五百五十二万円くらいになっていくのじゃないかと私は推測するんですけれども、現在、そうでしょう、地方公務員は五百五十二万ですから全然該当は出てこない、極端なことを言ふと、だから、それはそれでいいのですが、あなた方が大改悪をやつて、たしか五十四年の六月から今の現状になっている、この間、失権をしていく方々に対して救済するお考えありや否や。

○坂本説明員 年金制度の改正はやはりいずれも将来に向かっての改正でございますので、過去の事実を掘り起こしてやるということとは実態上無理でございますので、それはできません。将来に向かって大幅に改善をするということでございます。

○上西委員 わかりました。課長、私はここでこ

んなことを言いたくなかったのですが、ただ、けさ八時五十分、僕の部屋に電話があったのです。政府委員室から。あなたが御尋ねになることについて、今、原課に聞いたら、そういうことはないということですが、どういうことですかと来た。だから、僕は怒った、そんなことかと。大蔵省はそんなことで遺族年金を二百四十万でぶった切つて、心に痛みを覚えていないから、そんなことはないと言ふ言ふんだ。そういう気持ちでいるから、前のやつはだめでと、こう簡単に言う。泣いてるんですよ、わずかなことと。その人たちに温かい配慮をしようとする気持ちもないから、僕が質問通告をしたら、そんなことはないと言ふ僕が言つていますが、どうなんですか。僕は本場にきょうは電話機をたたきつけたかったですよ。どんなに優秀かも知れぬ、あなた方は。しかし、本場に人間の気持ちを持つてゐるのか。夫を失つた妻の悲しみがわからぬか、親を失つた子供の悲しみがわからぬかと本場に訴えたい。そのことだけ一言言つてくだされ。

○坂本説明員 実は、政府委員室がどういふお答えをしたかわかりませんが、遺族年金について所得制限があるか、こういうお尋ねですと、遺族年金についての所得制限はない。そうではなくて、お亡くなりになったときの遺族の方の収入がどういふ状態のときに生計維持されているかどうか、そういう生計維持要件の条件かどうか、あるいは所得制限一般ですと、これはない、こういう議論になるわけでございます。

○上西委員 このことについては、これ以上言いません。

もう一つ、それは、あなた方担当は違つてしまふが、老齢年金特別控除の枠七十八万円、これが十一年間、ことしで十二年になるけれども、全然変わっていないが、この幅を上げる、増額するといふお考えありや否や。

○小川説明員 高齢化社会を迎えまして、各種の年金所得課税のあり方につきましては本格的な検討を加えていく必要があると考えております。

その意味におきまして、ただいま御指摘のありましたような問題も含めまして、現在税制調査会が抜本改革の見直しをやっております。その中で、およそ年金に対する課税のあり方いかにあるべきかということで、昨年から審議を始められました。年金課税はいかにも技術的な問題が非常にございまして、現在学者委員から成ります専門委員会検討が行われております。その検討結果及び税制調査会での審議の結果を待って適切に対応してまいりたいと思っております。

○上西委員 大臣、大臣もよくおわかりだと思いますけれども、もともと共済組合の退職年金だつて、厚年、国年の老齢年金だつて掛金を納めてきておるのですよね。それが、現実の問題として、年金をもらつて全額課税の対象になつてくる。そして、この十二歳間、老齢年金特別控除額七十八万円据置きまゝ。これは余りにも冷た過ぎると思つておるのです。これは、きょうはいいいチャンスですからお願いしました。どうか、大蔵省もそういった意味合いでこれをもつと検討をふやして、そうして文字どおり老後の生活保障に資するように御努力をお願いしたい、こうここで申し上げておきます。

質問の最後、国鉄お見えだと思ひますが、国鉄の共済組合だけが、あえて言ひましよう、退職年金、あるいは国鉄の退職金も含めてですが、何か金融機関を制限している。それで、国鉄の退職者が僕のところ結構いるのですよ。どこでやめたつて郷里に帰る人は結構いるんだ。そうすると、その郷里に、帰つたところは特定金融機関の出先も何もないところがあるのです。ところが、それ以外じゃ取れない。何かいろいろ事情があるのしょうが、金融機関を極めて制限していることについて僕は解せないのです。これをオープンにする、受給権者の希望によつてもつと広げていく、こういうお考えありや否や。簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○榎田説明員 国鉄の退職金の支払い方と年金の支払い方について御質問がありましたので、お答

えしたいと思ひます。

退職年金につきましては、退職者の申告に基づきまして本人の希望いたします金融機関の希望いたします店舗に現在払い込みをいたしてあります。ですから、退職金については自由な選択に任せておることでございます。

それから、続きまして年金についてでございますが、年金は、金融機関の店舗のうち国鉄が指定した店舗の中から受給者を選んでいただきます。それで支給をいたしております。現在、金融機関の数にいたしまして三百機関係り、それから店舗数にいたしまして六百五十機関係りの店舗で払っております。この店舗の数につきましては毎年見直しをさせていただいております。当然のことながら受給者の利便を考慮してやっております。でございます。特に最近年金受給者が毎年非常にふえております。そんなこともございまして、本年で申し上げますと、例えば二百三十店舗ほどふやしておるということでございます。今後年金受給者の利便を考えたながら選択の幅を広げていきたい、このように考えております。

○上西委員 国鉄が置かれてる現状に私は大変同情的な立場に立つておるものであります。国鉄を利用したいた方々をふやすために金融機関をふやすことが一つの手段ではないか。かつ、長い間国鉄に奉職を一生をささげた方々の利便を図る、こういう観点からさらにその拡大のスピードをアップされるように、新幹線並みにスピードアップされるようにお願いをしておきたいと思ひます。

最後に大臣、私は今までいろいろ申し上げましたけれども、聡明な大臣、よくおわかりいただいていることがたくさんあると思ひます。私はここで重ねて申し上げておきたいのですが、まず第一点は、無業の妻の切りかえ業務についての、やはり期間的に弾力性のある、幅のある運用がお願いできないのか。それから、障害基礎年金と児童扶養手当、父親が重度の障害者であれば、一万五千円カットで出るのですよね、児扶が、ところ

が、母子家庭で母親が重度だったら、三万三千円全額カット。私は、これはどう考えても矛盾だと思ひます。不合理だ。このことです。

さらに、三号被保険者の死亡一時金の問題。これがゼロだということも、大臣、あなたが仮にその立場に立つてごらんない。どんな思いをなさいますか。妻が四月一日から強制自動的加入になった。亡くなった一円もない。これは恨むのは日本政府です。時の厚生大臣今井勇、あなたです。恨みの対象になるのは、怖いのです。

それから、厚生年金の遺族年金の給付開始年齢六十歳、これは変えられぬでしょう。しかし、五十五歳以上とせつかなさつたのだから、次期の改正と言わずに、なるべく早い機会に五十歳以上の者には支給停止措置を持つていく。こういったこと等について、大臣も社労の理事を随分長くなさつてこの種の問題に大変幅広い知識をお持ちの方でありますので、少しく御見解をいただきたいと思ひます。

○今井国務大臣 ずっと先生の御質問を聞いておりました。年金などの幅広い問題についていつもながらの深い御研究に改めて私、本当に敬意を表したいと思ひます。

御指摘の問題につきましては、確かに理屈の上ではいろいろ難しい点もあると思ひます。しかしながら、聞いておりました、先生の御趣旨を十分踏まえまして、本当に十分に検討させて、私なりにひとつ前向きに検討いたしましてできるだけ努力をしてみたい、このように思っております。

○上西委員 大変ありがたいことなんですけれども、私は今大臣からそういうお答えをいただいたからそれで安心ですが、かつて渡部恒三大臣のときに、いわゆる人工工場の造設者の障害認定日を四月一日からは厚年と一緒にする。時間が長いということできつぱな触れなかつたのですけれども、そうなりますと、結局、きょう人工工場の造設しておる者も四月一日に認定だ。こうしたことについて、少なくともあなた方は専門家で行政を

担当されているんだが、この年金統合法の施行、まああなた方は直接そうですが、それに関連してきめ細かな通達、通知、こういうものをおろされて、市町村の末端まで混乱が起きないような十二分の配慮がないと、やっぱり国会での議論も生きてこないし、あなた方がせつかくお取り組みになったことも、それこそ効果が上がらないのじゃないかな、こう考えております。

大臣、私も四つ五つ申し上げました。もちろん後の、教育ローンの問題でもいろいろあります。ぜひ今井勇厚生大臣、御就任なさつて百年に一回と言われる大改定に遭遇され、思ひ存分そのらつ腕を発揮されまして、そうして年金統合法の施行に花も実もある成果をお上げになるように、また、とかく忘れられがちな、行政の谷間に落ちこぼれがちなことについても温かいお心配りをなさつていただきますよう、そして後世に名の残る名厚生大臣今井勇ここにあり、こういうことが実績として残りますように、私も一国会議員として努力を惜しみませんが、そのことを重ねて大臣にお願いいたしますと同時に、厚生省並びに社会保険庁、関係省庁の皆さん方の一層の御努力を心からお願ひを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山崎委員長 この際、暫時休憩いたします。午後零時二十一分休憩

午後三時九分開議
○山崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大橋委員長 私は、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律案について若干お尋ねをしたいと思ひますが、まず法案の具体的な質問に入る前に、厚生行政の基本にかかわる問題点につきまして若干お尋ねをしたいと思ひます。

今、私の手元は大蔵省から出ております「中期の財政事情の仮定計算例の要約」という資料があるわけですが、これは六十年度から六十五年度までの各年度別に歳入歳出の関係を試算し表示したものでございますけれども、一般歳出について、伸び率が五%あるいは三%、〇%という立場に立ちまして計算されて、その数値が示されているわけでございます。

そこで、その表の最後に「要調整額」というところがあるわけですが、結論から申し上げますならば、政府が従来目標としておりました昭和六十五年度に赤字国債から脱却するということは、まず不可能でございます。だめでございます。このような内容が示されているわけでございます。

例えば五%の場合をとってみますと、六十五年度は六兆八千八百億、あるいは三%の場合も三兆九千四百億、〇%になれば三角が立つて千五百億、こうなっているわけでございますが、そういう〇%なんということはまず考えられぬわけでございます。要するに、政府の六十五年度赤字国債ゼロにするという計画は、まさに崩れたということでございます。また、大蔵大臣も参議院の予算委員会で、六十五年度脱却は、現実には容易ならざる課題になってきたと。すなわち計画目標は崩れたということでございますけれども、この財政政策の失敗の責任は極めて重大でありますとともに、特にそのしわ寄せが福祉の切り捨てという形で毎年毎年進んできているわけでございます。厚生大臣はこの点をどのように判断なさっているか、まずお尋ねしたいと思います。

○今井国務大臣 おっしゃいますように国家財政が極めて窮乏が続く中で、ここ数年間、ゼロシリングだとかマイナスシリングといった厳しい試算要求基準が設定されまして、厚生省予算につきましても、大変困難な厳しい予算の編成を続けてまいりましたことは事実でございます。

しかしながら、各年度の予算編成に当たりましては、将来の、二十一世紀を展望しながら、制度

の長期的な安定を図るために、私どもは健康保険とか老人保健などの制度の改正に取り組むと同時に、厚生年金国庫負担の繰り延べといったような、事業運営に支障が生じないような財政上の工夫をして歳入の増減を図る一方、寝たきり老人とか体に障害のある方々に対する施策につきましては、きめの細かい配慮を行ってきておるわけでありまして、何とか私どもは、こういう苦しい状況であります。福祉の実質的な水準だけは十分確保したいという気持ちでやってきたのでございます。

○大橋委員 この失政のしわ寄せというものが、社会保障関係で六十一年度は一兆一千億、これが財政削減を余儀なくされているわけでございますけれども、その内訳を見てまいりますと、厚生年金等への国庫負担削減四千三百億、老人保健制度の改革で千九百億、医療費適正化対策その他で千三百億、生活保護費など高率補助下げ継続で三千六百億、削減合計額が一兆一千億、このような社会保障関係予算への切り込みであるわけでございますが、こういう状態はいつまで続くのか、社会福祉の大幅後退というものは、私は、憲法第二十五条の精神に逆行するもの、こういうふうに厳しく指摘したいところでございしますが、この点についてはどうお考えでございしますか。

○今井国務大臣 今後の予算編成がどうなるかにつきましては、今まだ六十一年度の予算を御審議いただいている途中でございしますから何とも申し上げられませんが、おっしゃいますように、やはり今後とも人口が極めて高齢化いたしますのに伴いまして相当規模の当然増というのが生ずることを考慮しますと、従来のような手法で予算編成を行うというものは一層困難になるだろう、私もそのように考えております。したがって、今後とも社会保障の水準を維持していくためには一体どのような方策が可能なのか、予算編成のあり方も含めまして関係当局とも十分に相談しながら、幅広い観点からこれは検討を進めていきたい、こう考

えております。

○大橋委員 実は、新聞の報道ではございします。社会保障特別会計の創設の話題が大きくなってきたというわけでございますけれども、この問題について大臣はどのようなお考えでございしますか。

○今井国務大臣 おっしゃいますように、社会保障の予算につきましては、高齢化の進展とか年金の成熟化などによりまして、毎年相当規模の当然増、これは避けて通れないというような性格を持っているわけでございます。このような社会保障の予算につきましては、おっしゃいますように、一般会計から切り離して社会保障に關します給付と負担の関係をより明確に示すことは極めて示唆に富んだお考えだと私は思っております。

しかしながら、この問題は、国の財政構造全体に、また今後の社会保障の進め方にも大きくかわる問題でありますから、今の考え方を含めまして、幅広い角度から検討を進めてまいりたいと思っておりますが、ただいまのお話は、繰り返すようでありまして、私はまことに示唆に富みました考え方だと思っております。

○大橋委員 それでは、大臣も社会保障特別会計の創設については賛成なんだ、このように理解していいですね。

○今井国務大臣 私はかねてから、このままの状況ではなかなか大変だろう、したがって何か考え方が一つ飛躍しなければなかなか難しいなという考え方は持っておりますことは間違いないございせん。

○大橋委員 先ほど申しましたように、大蔵省の「中期の財政事情の仮定計算例の要約」、その資料を見ましても、もうどうにもこうにもならない状況下になって、今のような状況の中からいけば毎年毎年福祉予算が切り込まれていかざるを得ない状況下にありますので、時代の流れとして今のような考え方は当然出てくるだろうと思うわけでございます。ということは、福祉目的税と申しま

さいますけれども、私が非常に心配することは、福祉目的税というその美名に隠れまして大型間接税が導入されて大増税が行われるのじゃないかという懸念でございます。もしそんな事態になったとするならば、これは国民の期待を真つ向から裏切ることになると私は思うのでございしますが、この点について大臣はどういうふうにお考えをお尋ねいたします。

○今井国務大臣 人口の高齢化などに伴いまして社会保障に要します経費はふえていかざるを得ない、これは先生のおっしゃるとおりでございます。これらの経費を一体何で賄うかということにつきましては、一般的に租税と社会保障料によつて賄わなければならない、私はそう考えているわけですが、それをどう組み合わせいくのかということとは、これは最終的に国民がどう考えるか、国民の合意によるものでございしますから、給付と負担の関係を明らかにしていく中で、国民の選択によつてこれはやはり決められるべきものである、私はそのように考えております。

○大橋委員 それでは、大臣に強く要望したいことがあるのですが、厚生年金の国庫負担の一部繰り延べ措置というのがございします。これは当初昭和五十七年、五十八年、五十九年の三カ年度というものであったわけですが、六十年でも行われ、さらに六十一年度も続いて削減措置が講じられているわけでございます。その削減の累積額も六十一年度で一兆二千五百十億円にもなっているわけでございます。言うまでもございせんけれども、昭和五十七年度千八百三十億、五十八年度二千七百十億、五十九年度二千四百二十億、六十年三千五百十億、六十一年度三千四百十億、合計一兆二千五百十億円になっているわけでございますが、こういう措置に対して厚生大臣はどのようなお考えで受けとめられているか、お尋ねいたします。

○今井国務大臣 厚生年金の国庫負担の繰り延べ分につきましては返済を行うべき旨が法律上明らかにされているところでございします。この繰り延

べ額と運用収入相当額の返済につきましては、一般会計が特例公債の依存体質から脱却した後においてできる限り速やかに繰り戻しを行うというところが政府の方針として決められているわけでありまして、私はそのような考え方で進めてまいりたいと思っております。

○大橋委員 さらにお尋ねしたいのですけれども、六十一年度までの繰り延べ累積額が先ほど申しましたように一兆二千五百十億円でですね、これを資金運用部に預託したとすれば六十一年度末で約二千八百八十三億円の利息がつくわけでございます。元利合計で六十一年度末で一兆四千六百九十三億円となるわけでございます。こういう大きな額になるわけでございますが、果たして年金財政にいつ戻されてくるものなのか。また、この点につきましては国年その他の年金についても同様の問題だろと思うのでございますが、この点について大臣のお考えを聞きたいと思っております。

○長尾政府委員 ただいま先生からお話がございますように、確かに繰り延べ額を元利合計いたしますと一兆四千億を超えるような金額になっておるわけでございます。これは厚生年金全体の財政からいいますと確かに大きな額でございます。

この返済につきましては、先ほど大臣からもお答えいたしましたように、特例公債依存体質脱却後速やかに返済をするということが政府内部で意見の統一を見ておるわけでございますが、この時期は政府全体の目標でございます昭和六十五年と私どもとしては考えておるわけでございます。これ以後の返済の時期でございますけれども、これはそのときの国の財政状況等を勘案しつつということでございますが、そう長期にわたるようなこととでございます。先生が今御心配いただきまして、その後にいっていただくべく速やかに返済を求めていきたいと思っております。

○大橋委員 先ほど申しましたように、昭和六十

五年度赤字公債脱却はまず無理だという試算が出ている事態でございますので、これは相当なし崩し的にずれ込まれていくのではないかと、思うのでございますが、この積立金というものは完全に被保険者の年金、国民の年金でありまして、政府の年金は一銭も入っていないわけじゃないのですから、そういう大事な年金でございますので、これがなし崩しあるいはやむやみにされるようなことのないように、ひとつ厳重に監視をし、また要求をしていただきたいということをつけ加えておきます。

もう一問、国民年金における保険料免除者数は、五十八年度と五十九年度のように推移したか、数字で示していただきたいと思っております。

○長尾政府委員 国民年金の保険料免除者の数でございますが、五十八年度末の数字で法定免除者が八十七万人、申請免除者が二百二十二万人、合計いたしまして三百九十九万人でございます。いわゆる強制適用被保険者に対しては比率が一六・七％になっております。

五十九年度末は、法定免除者が八十七万人、申請免除者が二百三十二万人、合計いたしまして三百九十九万人でございます。免除率は一七・四％になっております。

○大橋委員 大臣、今お聞きのとおり、五十八年度から五十九年度まで申請、法定合わせまして十万人もふえているわけですね。つまり保険料を払えない状況になった人がたった一年間でこんなにふえているわけですね。

もう一つお尋ねいたしますが、厚生省の無年金者の実態という資料を見てまいりますと、昭和六十年に六十五歳以上人口が千二百一十一万人、それに対して無年金者の割合は七・五％、そして無年金者の数は九十一万人となっているわけでございますが、先ほどの申請、法定免除者数といひ、今の無年金者の実態といひ、これは基礎年金という新しい年金制度ができたにもかかわらず基礎年金本来の趣旨が大きく崩れてきているんだという事実を示しているように私は思うのでございます。

が、この点についてどのようなお考えか、お尋ねいたします。

○吉原政府委員 基礎年金はおかげさまで来月の一日から新しく発足させていただくことができるわけでございますけれども、今までの拠出制年金におきましても無年金者ができるだけなくなるようないろいろな手だてを講じてまいりましたけれども、新しい制度の発足に当たりまして、例えば昭和三十六年以降の海外に在住されておられた期間でありますとか、あるいは厚生年金の脱退手当金を受けられた期間でありますとか、そういう期間の間というものを基礎年金を受けるための資格期間の中に算入することにしたしまして、基礎年金をできるだけ多くの方が受けるように、また高い年金の額が受けられるような配慮をしているわけでございます。したがって、これまでと比べて、今までの以上に無年金者が少なくなっている、あるいは高い年金が受けられるようになる、私どもはそういうふうな考えているわけでございます。

○大橋委員 五十八年度の国年の保険料は五千八百三十億円でございましたね。そして五十九年度六千二百二十億に上がったわけでございますが、わずかな引き上げの額になっておるわけでございます。申請、法定免除者が出てきているわけですね。そして今言ったように、無年金者の数が依然として大きな数値を示しているということでございますが、これは何を意味しているかというところ、やはり保険料が高いということだと私は思うのです。

したがって、今度基礎年金制度になるわけでございますので、その基礎年金の保険料は、払える額、払いやすい額に落とすべきである。それで不足財源については、先ほどのお話ではないけれども、社会保障特別会計といふものができて、その中で福祉目的税等が仮に導入されたということになれば、その中で十分に配慮していくべきではないか。現在の基礎年金の国庫補助は三分の一でございますけれども、むしろ国庫補助七割くら

いにして、あと三割を保険料の方で見たいというくらいの変態で臨まねばならぬのではないかと私は思うのでございますが、この点はいかがですか。

○吉原政府委員 できるだけ保険料を低くし、高い年金をというものは私ども全く同感でございます。ただ、仮に年金の額を上げるということにいたしますと、四月から七千百円の保険料になるわけでございますけれども、将来は一万三千円まで引き上げていかなければならない、その額をさらに引き上げていくことになるわけでございます。保険料方式でなしに、その目的税を創設して税金でという御意見でございますけれども、そうなりますと、保険料の形でなしに税の形で国民の方々に負担をしていただかなければならない。仮に全額基礎年金を税で負担をするということになりますと、現行の新しい制度におきましても約五兆円以上の給付費が必要になるわけでございます。五兆円の金額を新しい税金で賄うといふことについて国民の方々の合意というものが得られるかどうかということが一つの基本的な問題としてあるわけでございます。

それから、同時に今までの保険料を毎月営々として納めてこられた方々とそうでない方々とのバランス、取り扱いをどうするかという問題もあるわけでございますので、考え方としては、税で基礎年金をやるということは一つの考え方としては十分あり得ると思えますけれども、実際問題としてはなかなか難しいかなというふうな思っているわけでございます。

○大橋委員 この点は極めて重要な論点でございますが、きょうの私の持ち時間が来しましたので、来週の委員会での続きをやりたいと思っております。

○山崎委員 沼川洋一君。

○沼川委員 今、我が党の大橋議員の方から、主に年金福祉事業法及び国民年金法についての質疑がございましたので、私は児童扶養手当法関係につきましては絞って御質問いたしたいと思いま

す。

まず最初に大臣にお伺いしたいと思うのですが、御案内のように、人口の高齢化が非常に急ピッチで進んでおるわけですね。二十一世紀になりますと、たしか厚生省の推計ですと一五・六%、世界のトップに立つのも時間の問題だ、こういうふうにも言われております。

一方、一番心配しますが、児童が減少していくという傾向です。よく言われますが、確かに長生きできるような時代が来たということは本当に喜んでいいことだと思ふのですけれども、反面やはり若い世代がふえない、人口構造のいわば逆ピラミッドみたいになっていくことが一番心配されるわけです。これはもう大臣、今さら私が申し上げるまでもなくよく御存じのことと思ひますけれども、そういう中でこれからの児童家庭行政というものが非常に重要になってくるのではないかと、いろいろふりに考えておるわけですが、臨調あたりの路線を見ましても非常に高齢化社会だから大変だ、そういう論議がところどころございいます。

ともすれば、高齢者の福祉の充実、そのために要する負担の増大という側面の論議に集中してきた感があるのではないかと。これはもうとりもなおさず、問題はその負担者とならざるを得ない現在の児童の問題である、こういった観点から従来の我が国の高齢者社会に関する論議から非常に欠けていたのではないかと気がいたします。そういう意味を含めまして健全な児童の育成、ますます非常に重要な課題であると考えておりますが、今後の児童家庭行政について、大臣としてどのように考えていらっしゃるのか、まずお伺いしたいと思います。

○今井国務大臣 おっしゃる通りに、確かに最近我が国では出生数が非常に減少しております一方、人口の高齢化が急速に進んでいるわけでありまして、したがって、今後我が国の活力を維持しながら二十一世紀を迎えるためには、将来を担う児童を心身ともに健全に育てることが極めて

大事だということはおっしゃるとおりだと思います。

一方、核家族化あるいは都市化の進行だとか婦人の職場進出といったもの、あるいは離婚の増加などで児童を取り巻きます環境というのは大きく変わってきております。このような状況のもとで、今後の社会の要請にこたえて児童の健全育成を図っていくために児童の福祉行政を一層推進しようという先生のお考え方には全く同感でございます。

○沼川委員 大臣の答弁、非常に結構だと思ひます。児童の育成というのは大事だ、力を入れていくということでございますが、そういう答弁を聞きながら、反面、非常に心配しますが、これは論議の蒸し返しになるかもしれませんが、前回児童扶養手当法が改正になりました折に目的条項がからって変わってしまったわけですね。

御案内かと思ひますが、これは改正の前の法律ですけれども、第一条に「この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」児童の福祉の増進を図るというのが非常に明確にうたがわれております。ところが、前回改正された第一条はがらりと変わりました。「この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。何か似たようなあれですけれども、よく読みますと、児童の権利というのが非常に後退したのじゃないか。

改正案によりまして、「児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する」、要するに児童扶養手当が支給され、児童福祉はその結果であるというふうな形に変わってきているわけですね。ですから、今私が言いますように、児童の権利性が非常に失われてきている。一方で、大臣は非常に力を入れているとおっしゃるけれども、目的条項自体が何か救済対策みたいな形に変わってきて

ているということはやはおかしいのじゃないか。

この辺をはっきりしないと、児童の育成という問題は何か焦点がぼけてくるのじゃないか、こういう気がいたしますけれども、この点についてどうお考えになりますか。

○坂本政府委員 児童扶養手当法の条文、今御指摘ありましたように確かに改正が行われております。しかし、私どもの考え方としては、決して児童の福祉の増進についてこれが従来と変わってきた、実質的にむしろ後退するような考え方は全くないわけでございます。現在のいろいろな社会情勢というものが児童扶養手当制度の発足時から見ていると変わってきてまいっております。

児童扶養手当制度は、御承知のように死別の母子世帯に對しましては年金が出るわけでございますが、生別母子世帯には年金がないというところでその補完として発足をいたしました。一方に於いて、母子福祉年金の受給者は、現在ではほとんどその数がなくなりまして、そのほかに離婚が年々著しく増加するということになって、母子家庭の大宗が離婚による母子家庭ということになっておるわけでございます。また児童扶養手当の受給者数もふえてまいっております。

こういうことから、とにかく家庭というものが、まず何とか円満な家庭生活が営めるよう、また、いろいろな意味で自立自助が促進されるよう、こういうことによつて児童の健全な育成の場というものをぜひとも確立したい、こういうような考え方によつて法律をいろいろと制度的に改正をいたしましたわけでございます。従来の条文でまいりますと、直接に手当支給をして児童の福祉の向上を図る、今回の法律では、まず児童が育成されていく家庭の生活の安定と自立というものを重要視いたしまして、健全育成のための一つの場を強固なものにしたい、こういう考え方が含まれていると存じております。

○沼川委員 確かに、いろいろおっしゃいますけれども、やはりこれはだれが見たって、何かいつの間にかすりかえられた、そういう感じがするわけですね。

大臣から御答弁がなかったもので、再度ちょっとお聞きしたいと思ひますけれども、前の法律では「この法律は、国が、」と書いてあったのです。

やはり児童の育成というのは日本の国の将来に關する重要な事項ですから、こういう問題は国が本気になって見るべき問題だ、これは明確な指摘であつたと思うのです。ところが、改正ではこの字がなくなりました。そして、おまけに、国であつたのが都道府県に何か主体が移つたような感じを受けます。要するに、国は単なる費用負担者にしかすぎなくなったのじゃないか、そういう感を抱くわけです。

しかも、費用負担については、二割を都道府県に負担させる。これはまた、いろいろと財政事情の理由があると思ひますけれども、何回もお聞きしますけれども、この児童の育成の問題、将来の日本をよつて立つ人材の育成という問題、さつきから何回も言いますように、これは高齢化社会とリンクして考えなければならぬ日本の重要課題です。そういうものに対する国の責任が何となく後退しているような気がしてならぬわけですが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○今井国務大臣 私は必ずしもそうは思わないので、やはり費用負担の面等について、従前の国といたうものが今度府県の方にも持たせるといふ感じから、費用負担の面について私は改善がなされたものだと思つておりますから、精神としてそんなに動いていないものだ、私はそういうふうに考えております。

○沼川委員 この論議をいつまでも始まらせんけれども、それならば国という言葉を残しておいた方がいいと思ふのです。本当に言いたいのには、こういう問題をもつと国の問題として重要課題として位置づけて対応すべきだと思ひます。いつか前大臣にも申し上げたことがあります。児童の育成という問題は、高齢化社会の問題とあわせ

て、むしろ閣議で、いわば総理の施政方針演説の中にいられたっていろいろの重要課題ではないか、こういうことで御提案申し上げたことがございますが、どうかひとつその辺を骨子に置いて今後この行政の取り組みをやっていただきたい、このように御要望申し上げておきます。

次に、最近の母子家庭の実態についていろいろと把握されておると思いますけれども、現状がどうなっておるかお伺いしたいと思います。

○坂本政府委員 母子家庭等につきましては私どもいろいろと調査をしておるわけでございますが、最近の調査結果につきまして概要をまず申し上げます。

昭和五十八年に全国母子世帯等調査というのを実施いたしました。これは、母子世帯と、それから寡婦と両方を対象にいたしました。母子世帯につきましては、全国で七十一万八千七百世帯でございます。これが五年前に比べますと一三・三%の増加ということになっております。それから、母子世帯になった理由でございますが、これは、従来に比しますと、主な理由として死別と離婚とでございますが、離婚がふえて死別を上回るような状況になっております。例えば、五十三年におきましては死別が四九・九%、離婚が三七・九%でありましたが、五十八年には死別が三六・一%、離婚が四九・一%というようになつております。

次に、母の年齢でございますが、これが従前に比べて少く若年化と申しますか、平均年齢が四十一・五歳で、四十歳代が最も多いということになっておりますけれども、五年前に比しますと三十歳代がふえまして、四十から五十歳代が減少しておるという状況でございます。

それから、母の就労の状況でございます。この調査対象の八四・二%は働いておられますが、そのうち常用雇用者になっておられるのが六五・三%という状況でございます。

次に、収入の点でございますが、母子世帯につきましては年間収入は平均して二百万円でございます。

す。なお、収入の分布の階層別の数字を申し上げますと、百万円未満が二・五%、それから百万円から二百万円未満が三六・五%、二百万円から三百万円未満が二一・一%、三百万円から四百万円未満が一〇・四%、四百万円以上が八・五%というようになつております。

その他いろいろ調査をいたしておりますけれども、主な点につきましては以上のとおりでございます。

○沼川委員 いろいろお伺いしましたが、特に今回の改正の骨子なんですけれども、六十年度の消費者物価の上昇率一・一%、こういうことになつておるわけですね。金額的に見ますと、児童扶養手当が、児童一人の場合に三万三千円が三万三千七百円。これが二・一%のアップで、実際金額的に見ますと七百円のアップですね。二人の場合だつて、三万八千円が三万八千七百円。また、特別児童扶養手当にしまして、月額二万六千五百円が二万七千二百円。これも七百円アップしてある。重度の障害児につきまして、三万九千八百円が四万八千八百円、これは千円アップになつております。

これはアップ率は多い方がいいに決まっていますけれども、私が申し上げたいのは、今も母子家庭の実態についていろいろと説明を受けましたが、また全然別な資料で、これは総務庁の統計局が六十年度の十二月に発表した「五十九年度全国消費実態調査」というものがございます。この中で、第十六表に母子家庭の実態がいろいろと細かに出ておりますが、「母子世帯」として「母親の職業別一世帯当たり一か月の収入と支出」というふうなものがございます。これをずっと見ていまして感じるところでございます。特に、母子世帯といつても「勤労者世帯」「労働者世帯」「職員世帯」「パートタイム」あるいはまた無職の方もいらっしゃるわけですが、年齢的に見ますと大体三十九ぐらいが一番多いのじゃないか。三十五から三十九、こういう数字がここに出てま

まず一つ言えることは、収入の面と支出の面を比べてみて感じますことは、いずれも実支出が可処分所得を全部オーバーしておる、こういう数字が出ております。みんな赤字なんです。この中でも特に「職員世帯」の中の「パートタイム」等の職業についていらっしゃる方を見ますと、これは消費支出の方が可処分所得をはるかに上回っている、こういう実態もございまして、「無職世帯」に至っては、これはいわば完全に消費支出の方が上回っている。全体的に見ても、最近の実態、経済的な中身というのは家計が非常に苦しいということがこの数字からもうかがわれるわけでございます。

確かに最近の物価上昇というのは、政府は超安定という言葉をよく使われておるようですが、二・一%、横ばいで物価は非常に安定しています。ところが、これは何も母子家庭の方のみならず一般の国民の実感としては、本当に安定しているのだろうか、何か生活が余計苦しくなつたみたいなのさういう感じがあるわけですね。この母子家庭の調査を見て一つ気がつくのは、教育関係費の伸びが非常に大きいということです。

もう一つ資料があります。同じく総務庁の統計局が六十年一月に発表しました「六十年平均全国消費者物価指数の動向」というのでありますけれども、これで見ますと、物価総合の平均は対前年度比二・一ですが、教育費は四・五です。しかも、もっと長い目でとらえてみますと、五十五年を一〇〇とした指数で総合が一四・四なのに教育費は二一・五。ですから、物価の中でもワーストナンバーワンはまさしく教育費なのです。そういう教育費の負担が母子家庭の中に非常に大きな重圧になって出てまいっております。

そういう面を考えますと、一応消費者物価にスライドするということで二・一%の増となつておりますけれども、私に言わせれば、母子家庭の本当の中身をもっと調査した上でもうちょっと現状に合った対応ができないものだろうか、そういう配慮ができないものだろうかと思えるわけですね。

れども、大臣いかがでしょうか。

○坂本政府委員 物価上昇率というのは、総合的な平均で見た場合と個別の費目で見た場合と数字が変わってくるというところは確かでございます。ただ、年金あるいは手当という一つの形態としての給付につきましては、所得保障の一つの形態として実際にそれを受けられる方がどういう面に使っていくかというところについてはいろいろと差異もあつてございまして、全国的に一律の支給額という制度のもとで受給者に共通の指標ということになりますと、やはり総合的な物価の動向というのが一応の基準になるのではないかと考えるわけでございます。いろいろ御指摘ありましたように、母子家庭の実情等については何らかの配慮をしていく必要があるというところはごもっともでございますが、手当の額としましては、一応他の年金制度や手当と同じように全体の総合的な物価の動向ということで考えてまいりたいと思つております。

同時に、母子世帯に対しましてはいろいろ別の福祉施策もございまして、教育面については、例えば母子福祉資金による修学資金の無利子の貸し付けというふうなものもございまして、その他いろいろな面で別の対策もあわせながら、母子家庭の生活の安定というものに私どももいろいろ努めておるところでございます。

○沼川委員 今御答弁をいただきましたように、確かに教育については教育の分野で解決しなければならぬ問題がたくさんあると思つて、奨学金制度の問題とか教育減税とか、確かにそういう方途はあろうと思つております。それに関連しまして、前回の改正で支給期間の引き下げがございまして、七年ということになりました。今まで十八歳未満までであったのが七年、ただし義務教育が終了していない場合は終了時までという改正がなされたわけでございます。母子家庭のみならず最近の家計の中で、特に子供さんが高校に入るような段階になつてくると教育費が非常にかさみます。最近、母子家庭で

も高校に進学したいという子供さんが非常にふえております。そういう面で見えてきますと、先ほど私が示した資料でもわかりますように、子供が高校に入ると教育費がどんどん増大してこれが家計を圧迫するという傾向が確かにございます。

そういう問題を考えますと、この支給期間の七年という問題は、何も教育の問題として扱わなくては、この委員会でも、大臣の御判断一つで解決できる問題です。前にもこの問題が論議されて、たしか五十一年だったと思いますが、せつかく十八歳までに引き上げたわけですね。ところが、これをまた昨年の改正で引き下げてしまった。その辺で現状に照らして実態と行政がやっていることと何か非常に矛盾があるように思えてならないわけですから、そういう問題についてはいかがでしょうか。

○坂本政府委員 実は昨年の児童扶養手当法の改正におきましていろいろと御議論がございまして、国会でも御審議をいただきました結果、内容的に何点かの修正が行われたわけでございまして、当初私どもが御提案申し上げました改正案では、支給期間七年間、ただし義務教育終了前に七年経過したときには義務教育終了まで支給するというものでございまして、結局参議院の御審議の段階でこの点は修正になりました。現行どおりというところで、支給対象者については十八歳未満あるいは障害児の場合は二十歳未満の児童を監護している母に支給するという状況になっておるわけでございます。

○沼川委員 こういった問題を特に拾い上げて申し上げたのは、児童扶養手当といったものを支給されるとどういうところに回しているかという点です。それは大抵生活費と教育費なんです。そういう点で、決まっているからといってただ物価にスライドするということだけの繰返しではなくて、最近の教育費の増大というものも考慮に入れた、その中身についても十分な御議論をいただきたいながらぜひまた御検討をいただきたい、このことをお願い申し上げます。

次に、本年四月に制度が発足しますところの障害児福祉手当及び特別障害者手当についてでございます。その中で経過的福祉手当がございまして、これは障害児福祉手当と同様に、月額一万一千二百五十円であったのが月額一万一千五百五十円に引き上げられるわけです。わずか三百円です。これは御案内のように、国民年金等の未加入者であって、二十歳を過ぎて障害者になった人というものは特別障害者手当の支給要件にも該当しませんし、障害基礎年金も支給されない、こういった方に対する経過措置であるわけですが、六十一年度で何と五万四千三百六十二人もいらっしゃるわけですね。要するに無年金者です。年金の申請免除を受けている方がこんなにもたくさんいらっしゃる。こういった方が谷間になっているわけですね。金額も非常に低く、こういう方の問題についてもう少し検討されないものだろうかと思えるわけですが、いかがでしょうか。

○小島政府委員 経過的福祉手当は、年金制度の改正あるいは特別障害者手当というふうなものをつくりましたときに、従来の福祉手当をもらっていたところから落ち込んでしまおうという方について経過的にそのまま給付を引き継ぐというところでございまして、手当の額その他については物価スライドで一応手直ししたわけでございますし、また特別障害者手当につきましても、当初の二万円を二万八千円というふうな物価スライドを行ったところでございますので、その点は御了解いただきたいと思っておりますが、今後やはり年金等とあわせまして所要の改善は図ってまいりたいと考えております。

○沼川委員 吉原年金局長いらっしゃる中で、先ほどこれはうちの橋議員が無年金者の問題で指摘しておりましたけれども、こういうケースがあるわけですね。国年に入らなかっただけに二十過ぎて事故に遭った場合に障害年金の基礎年金ももらえなければ、今せつかく二万八千円とおっしゃったけれども、特別障害者手当の支給要件にも該当しない。したがって、引き上げられても額に

して一万一千五百五十円、非常に低額です。今後スライドがあるにしろたつてわずかな額しかもらえない、こういう人たちがおられるわけですが、こういう人の救済は、これは実態児童家庭局の方の分野なのか、年金局の分野なのか、その辺について、ちょうど局長いらっしゃるのですね。

○吉原政府委員 年金制度の面では、従来以上に保険料の拠出要件あるいは資格期間ですね、そういうことを障害とかあるいは遺族についてはできるだけ緩和をして、できるだけ年金制度でカバーできるように、年金が出るような措置をしたわけでございます。

○沼川委員 これはどちらにも、年金の方にも関係ありますし、福祉の方にも関係ありますし、お互いそっちだこっちだと言っている間に、いつまでたつたつてこういう人が救済できないわけですが、大臣いかがでしょうか。月額一万一千五百五十円。これは国年に入らなかったばかりに二十歳過ぎて事故に遭った場合にこういう方がいらつしやるわけですね。年金の方で無理ならば、もっと福祉の方でこの金額というのはいくら少しか検討できないものでしょうか。

○小島政府委員 確かに、無年金者等について結果的には極めてお気の毒な状態になっておることには先生御指摘のとおりでございます。しかし、年金に入っても入らなくとも同じような所得保障をやるといふことになりますと、年金の根幹が崩れ

てしまうという問題もあるかと考えておりますので、その点は同じように無年金者について福祉手当の方で年金相当額を何とか担保するというところについてはちょっと問題があるかと考えております。

○沼川委員 この問題、いつまで論議しても始まりませんので、ぜひこういった問題もひとつ大臣また御検討いただきたいと思っております。

続きまして、やはりこれも昨年の児童扶養手当の改正の際、大きな論議になったわけですが、民法の父の子に対する扶養義務というのが強調されました。支給対象者のうち「父母が婚姻を解消した児童」につきまして、父の所得が「政令で定める額以上であるときは、支給しない。」というように金額が出てまいりましたけれども、「政令で定める」ということでそのままだと定めておるわけですが、この政令というのは大体いつごろ定められるのか、その辺についてが一つ。

さらに続けてもう一つお尋ねしたいと思っておりますが、問題は養育費の取り決めの有無、その履行が確実になされていかどうかに関係なく、父の所得によって支給が制限されるということとは問題じゃないかと思うのです。言ってみれば、今後政令で決めるというんですけれども、どのようにしてこれは改善が可能であるだけに非常に不安であるということから、これは前回大きな論議になりました。御案内のように、特に日本の場合、別れた父親に扶養義務を押しつけてもなかなか履行されないというのが現状でございます。ましてその女性の方から別れたもの御主人にそれを取り立てるといふのは、これは実態至難のわざです。大変なことですよ。こういうことから論議を呼んだわけですよ。

その我が国の離婚をめぐる問題を検討するたため、これは厚生省児童家庭局長の諮問機関でございます離婚制度等研究会というものがつくられておるわけですが、新聞等で見るとところによりまして、昨年の十二月に報告を提出なさっておりますわけ

です。その中でこの父の扶養義務の履行を確保するための方策についてどのような提言をなさっているのか、その骨子についてお伺いをしたいと思います。

○坂本政府委員 最初に、昨年の法律改正で設けられました未施行の条文の施行の問題でございますが、附則で、政令で定める日から施行することになっておりますので、政令もいつごろ制定するかというお尋ねでございます。

現在私どもの方では、この条項の施行につきまして、児童扶養手当法の一部改正法の附則に、この「政令を定めるに当たっては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならぬ。」とございまして、この条文の趣旨を勘案してこれからこういった問題についていろいろと検討をしていきたいと考えておる段階でございますので、まだ具体的にいつごろというようなところまで考え方が固まっております。

それから、離婚制度等研究会の報告の内容でございます。

この研究会は、近年における離婚の増加状況を踏まえまして、主として児童福祉の観点から離婚及び離婚制度をめぐる問題点を整理、分析いたしました。今後とるべき諸方策について検討を行って、昨年十二月報告書が提出されたわけでございますが、主な内容といたしましては、まず、我が国における離婚の概況、あるいは離婚が家計、家事等に及ぼす影響、さらにその対策の現状、こういうものを分析いたしました。そのほか、我が国の離婚制度と外国の離婚制度との比較を行った上で、我が国における離婚制度の問題点の指摘もされております。

そして、これらの現状分析を踏まえまして離婚制度等の再検討などについての具体的な提言がなされておるわけでございますが、特に、先ほどお尋ねのございましたように、離婚後における父の扶養義務の確保の問題でございます。この点につきましては、この離婚制度等研究会のメンバーに

大学の教授でございますとかあるいは裁判所の調査官の方とか法務省の民事局の参事官といったような民法上の専門家というべき方が参加しておられまして、いろいろ詳しい御議論をいただいたわけでございます。

そこで、この報告書の中で提言がございまして、これも例えばというように今直ちに具体的にこれとこれを実施すべきであるというようなことでなくて、例えばこういうような方策について検討することが必要である、こういうようなことでございまして、それで具体的には、子の監護につきましても取り決める場合にはそれを離婚届書にはつきりと記載せよという方法が一つの例として出ております。また、未成年の子を有する夫婦の協議離婚に、離婚意思あるいは子の監護に関する取り決めなどの確認手続を導入する、未成年の子を有する夫婦の離婚につきましても、家庭裁判所の審判を経ることとする方法、あるいは家庭裁判所についてその調整機能を一層強化する、こういうようなこともなされております。

またそのほか、現在の民法では離婚時における子の養育費の確定についての具体的な規定がありませんので、子の養育費の支払い義務については離婚時における具体的な確定について規定の整備も検討する必要があるという御提言もなされております。

さらに、養育費の支払い義務の履行の問題でございます。支払い義務がありましてもなかなか養育費の支払いの履行という面において難しい点もございまして、いろいろとこれも問題はあろうと思っておりますけれども、例えば養育費というのは、一時金で払うというよりも継続的な定期給付債権という形が望ましいのではないかと思っております。

ので、それにつきましては通常の執行手続よりも簡単な手続が必要であらう。例えば、一度執行の申し立てをすれば将来の一定期間は定期的に給与などからの天引きが可能になるというような手段を設ける、こういうふうな御提言がなされておるわけでございます。

ただ、その中でも付言されておりますけれども、こういうことをやるという場合には、離婚の制限というような問題につながるというものは別の意味で問題がある。やはり離婚については離婚の自由という基本的な考え方は維持しなければならぬであらうし、また家庭裁判所等の処理能力についても、それを確保するためにいろいろとまた対策も講じなければならぬ、こういったようなこともあわせて述べられております。

いずれにいたしましても、こういった民法上の問題が主になっておるわけでございまして、今後私どもはこういった御指摘について十分検討を進めまして、その実現に向けて努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○沼川委員 今御答弁いただきましたように、確かに父の扶養義務の確保の問題、これは民法上の問題もございまして非常に難しい問題だろうと思っております。また養育費の支払い義務の履行ということにつきましても、例えば公正証書あるいは調停証書、審判等強制執行のできる書面を作成しても、強制執行の手続が未払いにしかできないとか、素人には非常にこれが難しく、弁護士に頼めば費用がかかるし、支払いを確保するということは非常に難しい問題だと思っております。また、家庭裁判所の履行確保の制度もございまして、これは一般に国民に十分知られていないという面もあるでしょうが、強制力がないということ、時間がかかるということ、こういう面で極めて不十分であるわけではございませんか。

そこで前回の改正は、こういった先ほども言いました大事なことをいわずに無視して、政令でいきなり所得制限の金額を定める、こういうことが先行したためにいろんな反対の論議が起こったんだと私は承知いたしておりますけれども、先ほど、政令については今検討中だ、こういう御答弁をいただきました。ということは、現在諮問機関でいろいろ検討していらっしゃいますという問題をもとめた上で政令をつくる、そういうふうなお考

えだと受けとめてよろしいわけでございますか。

○坂本政府委員 今諮問機関でございまして、ただ、私どもの方は特に諮問機関ということではなくて、先ほど研究会の報告書が出たことでもございまして、その他実際に扶養義務の履行の問題について広く関係方面とも協議しつつ検討を進めたいと思っております、こういう意味でございます。

したがって、これはやはりどうしても民法上の問題というのが中心になりますので、具体的には特に法務省というところにかかわりがあるわけでございまして、ちょうど離婚制度等研究会にもその関係の方が参加していただいておりますこともあり、今後担当の局とも十分相談しながらさらには検討を進めていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○沼川委員 ちょっと大事なことでございますが、検討、検討とおっしゃっていますが、要するに政令が先なのか、こういう問題を詰めてから政令をつくれるのか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○坂本政府委員 昨年の改正によって設けられました附則におきまして、先ほども申し上げましたように、この施行のための「政令を定めるに当たっては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならぬ。」この趣旨を十分に尊重いたしまして、この条文の趣旨に反することのないように検討を進めていきたいと考えておるわけでございます。

○沼川委員 どちらにもとれるような御答弁で、これ以上申し上げませんが、そういう実態を無視して政令がいきなりできて、そしてある一定の所得以上の人には支給できない、こういうことじゃ困ると思うのです。ですから、少なくともそういう扶養義務の確保の問題がやはりきちっと解決する方途を考えて、その辺を検討いただきたいと思います。

もう一つここでお尋ねしたいと思うのは、確か

に御主人と別れた女性の方にはそういう児童扶養手当がもらえるわけですが、父子家庭は全然問題にならないわけですね。前回の改正のときにこの父子家庭の問題もあわせて検討するいい機会であったと思いますけれども、何か先送りされたようですね、この父子家庭についてはどのようにお考えになりますか。

○坂本政府委員 母子家庭との対比において父子家庭についてもいろいろ御議論があるわけでございます。父子家庭につきましても全く何らの対策がないということでもないわけでございます。むしろ母子家庭との比較では、母子家庭のように多くの対策というわけでもございませんけれども、最近におきましては家庭介護人の派遣というふうなことも行いまして、実際にいろいろ困っておる父子家庭に対する福祉対策についてもこれから意を用いていきたいと思います。

ただ、父子家庭と母子家庭との違いは、離婚などにより経済的ショックを受けるその度合いあるいは自立困難な状況に陥りやすいその度合いということでございます。やはり母子世帯の方がそういう面において相当強いわけでございます。で、父子世帯に対して母子世帯に対する対策と同じような対策をそのまま実施するということがいつてはいろいろな意味で問題があるかというふうに考えられるわけでございます。

○沼川委員 御案内のように、特に男女雇用機会均等法あたりができてまして、最近日本でも男女同権という考え方が非常に強くなっております。そういう面から考えますと、母子家庭には児童扶養手当があつて父子家庭にはないというのはある面からいうと差別であります。今おっしゃった意味はわからぬでもないですけれども、最近女性の職場進出が、従来と変わったそういう面がどんどん出てきております。男と女とどっちが強いのかといえは男だとおっしゃるのはわかりませんが、ある一面からいうと女性が随分強い場合があるのです。生活力も旺盛な場合があるのです。そういう面から

考えますと、父子家庭への対応はいろいろあるでしょうけれども、私は父子家庭にも同じように扶養手当というものを検討したっていいんじゃないかと思うのですが、その辺すばりいかがでしょうか。

○坂本政府委員 母子家庭と父子家庭の実態の問題につきまして五十八年度に調査をいたしております。父子世帯の方は十六万七千三百世帯で、母子世帯の方は七十一万八千三百世帯ということでございまして、また平均収入などにつきましても父子世帯が三百万円、母子世帯が二百万円というところで、いろいろ個別のケースにつきましては、父子世帯で所得が非常に低いということもありましようし、また母子世帯でも最近ではなかなか高額な所得を得られてゐる方もおられます。そういうことで、個別ケースというところになります。いろいろございませうけれども、母子世帯、父子世帯というように類型的に考えますと、まだまだ現在の日本では母子世帯というものは離婚などによってどうしても非常に大きな打撃を受ける、なかなか自立困難な状況に陥りやすい、こういうことがあつてございまして。

一方、父子世帯という場合に、やはりこれも対象となるのは低所得世帯ということになるかと思ひますけれども、そういった点で、母子家庭との比較からいまして一般の低所得対策との均衡というものも出てまいりますので、私どももそういう面について全く考えないということではございませうけれども、そういった実態等検討をいたしますと、児童扶養手当という制度の中に父子世帯を対象として取り入れるということについてはやはり困難であると考えておる次第でございます。

○沼川委員 もう少し時間がありますので、最後に一つだけお尋ねしたいと思ひます。主に児童扶養手当の問題に絞つてお尋ねしましたけれども、母子家庭に対してそれ以外にどのような対策を講じていらっしゃるのか、今後どのようなに推進されるのか、最後にその点ひとつお聞か

せいただきたいと思ひます。

○坂本政府委員 児童扶養手当以外の母子家庭対策でございます。

児童扶養手当という所得保障としての現金給付以外にいろいろ対策がございまして、一つは自立のために各種の対策を講じているわけでございまして。その具体的な内容を申し上げますと、まず母子福祉資金の貸し付けでございます。これは国が原資を出しまして、都道府県と共同で修学資金、住宅資金、事業開始資金など十三種類の資金の貸し付けを行っているものでございまして。

それから、自立促進事業といたしまして、例えば家庭奉仕員になつていただくための講習会でありまうとか、いろいろ家庭問題の相談事業の実施、さらに国や都道府県の公的施設内に売店などを母子家庭の方にやっていただくために優先的に設置を図る、あるいはたばこの販売小売人の優先許可というふうなこともやっております。

そのほか、これは厚生省所管ではございませうけれども、就業対策として労働省所管の対策や住宅対策としての建設省所管の対策、さらに税制上の措置等もございまして、一般的な生活指導として母子寮の設置や母子家庭等介護人の派遣事業、こういうものも実施をしているという状況でございます。

なお、今後ともこういった対策につきまして、母子家庭の自立促進のためにできるだけ改善を図つてまいりたいと考えておる次第でございます。

○沼川委員 以上で終わります。

○山崎委員長 塩田君。

○塩田委員 今回厚生大臣に就任されました今井大臣に對しまして、長年衆議院の本社会労働委員会理事として活躍され、また私もともに理事として働かせていただきました御縁がございまして、まことに當を得た人事であり、また厚生大臣の御活躍を御期待申し上げ歓迎する次第でございます。

今回出されております児童扶養手当法及び特別

児童扶養手当等の支給に関する法律の改正法案につきましては、これはまず児童扶養手当の額を月額三万三千円から七万七千円に引き上げて三万三千七百円に、児童二人の場合に月額三万八千円から三万八千七百円に、それぞれ四月から引き上げるものになつておる内容でございます。また、特別児童扶養手当あるいは重度の障害児につきましてもそれぞれ本年四月から引き上げられるという内容でございます。また今回新設されました障害児福祉手当の額につきましても、また特別障害者手当の額につきましても、それぞれ物価スライドによりまして増額になつておるわけでございまして、さらに経過的に支給されます福祉手当の額につきましても、それぞれ手当額の増額でございますので、私たちはこれに賛成をするものでございます。

それから、もう一つの法律でございます年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部改正法案、これにつきましても、内容が年金福祉事業団の特別勘定を設けて安全かつ効率的にその運用を行う、いわゆる高利運用、私たちが主張してまいりましたこれが、金額は三千億円とわずかではございますけれども、一歩を踏み出したということですので、これも歓迎をし、なお一層拡大を要望するものでございます。そして国民年金法等の一部改正につきましても、老齢福祉年金の額を月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げるものでございまして、四月一日からの施行で、それぞれ物価スライドの措置でございまして、これも賛成するものでございます。

そこで、この年金に関連いたしまして御質問を申し上げたいと思ひます。

我が国の社会の高齢化が急速に進んでおります。そして二十一世紀にわたつて揺るぎない年金制度を確立する、すなわち支払った保険料が本当に安心して老後の生活に役立つ年金として支給が確保できるというふうな揺るぎない年金制度をつくるということにおきまして、これが前通常国会におきまして成立をし、また、これにあわせ

ましての共済年金の各法律が臨時国会におきまして成立をいたしました。我々、それぞれにつきまして修正を要求し、その実現を見て賛成をしたところでございます。

そこで、この年金制度につきまして、共済年金とあわせて国民年金、厚生年金の一元化への具体的な動きがいよいよ始まる、すなわちことしの四月一日一斉同時施行ということで準備が着々と行われているかと思ひます。非常に短期間の間にコンピュータを使つての大変な、複雑な事務手続等の処理をしておられる。あるいは政令、省令、通達等々の非常に膨大な作業が行われ、末端の社会保険事務所等におきましても大変御苦労のことと思つております。

そこで、この年金制度の一元化が具体的に発足するわけでございますが、今後の一元化の具体的スケジュール、そしてどのような将来ビジョンを持つて当たられるか、お伺ひいたします。

○今井国務大臣 まず最初に、年金改革等につきまして大変な御協力をいただきましたが、私が先生などと一緒に行いましたことを思い出しますが、まずこの際厚くお礼を申し上げておきたいと思ひます。

今回の改革によりまして、御存じのように基礎年金の部分というのは一元化をされました、いわゆる二階の部分につきましても将来に向けて給付面での整合性というものは確保されたと思ひ考へております。

今後どういふふうに調整を図っていくか、これは政府部内でも議論を尽くさなければなりません。先生御案内のように、昭和五十九年二月二十四日の閣議決定にありまして、公的年金制度の改革につきましては、昭和六十一年度以降におきましては、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。というふうになつておるわけでございますが、こういう考え方に沿つて進めてまいりたいと思ひます。

考へておるものでございます。

○塩田委員 さきの年金制度の一元化、その一番基本的なものはいわゆる国民各人に基礎年金額を保障するというものでございます。平等に基礎的な所得が生活のために保障される、こういう制度であり、保険料の負担と給付の公平、平等化が図られておる。そして安定的な財政運営がなされるように、このような配慮が行われているところでございます。

そこで、導入されました基礎年金の水準、費用負担のあり方等についての検討をすべきであるというところが国民年金法の附則第一条の二で決められておるわけでございますが、その検討はどのように入進しておりますか、お伺ひいたします。

○吉原政府委員 基礎年金につきまして、昨年の年金法改正の審議の際にもいろいろ御議論がございまして、今お話しのごさひいたしましたように、基礎年金の水準なり費用負担のあり方についてさらに今後検討するところが最終的に法律の中に明記をされたわけでございますけれども、最初にもお話しございましたように、私ども、現在、来月、四月一日からの新制度の発足に向けて準備に全精力を挙げているわけでございます。新しい制度をまず軌道に乗せようということが一番大事なことだと思つておるわけでございます。

宿題となりまして基礎年金の水準なり費用負担についての検討は、この新しい制度が軌道に乗りました段階で私ども本格的な検討に入つてまいりたい、次の財政再計算、次の大改正をめぐって検討させていただきます、こう思つておるわけでございます。

○塩田委員 基礎年金の額につきましては、御存じのとおり昭和五十九年度価格において五万円となつております。もう既に六十年になつておりますので上がつてきておると思ひますが、これは幾らになるのか。また、五十九年度価格の五万円は生活の維持には月額として少な過ぎるのではないかとこの意見も既にあったわけでございますが、これはもちろん費用負担との関係があるわけ

でございます。費用負担のあり方につきましても法律に規定されておるところでございますが、現在加入者案分比率になつておるわけですね。その辺の考え方につきまして局長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○吉原政府委員 基礎年金の水準、金額でございますけれども、五十九年度価格で五万円というふうに入上上げておつたわけでございますが、六十年一度におきましては、それ以降の消費者物価の上昇率を掛けて月額五万一千九百円というところになるわけでございます。三・八％、消費者物価の上昇だけ基礎年金の額を引き上げるということで五万一千九百円ということになるわけでございます。

基礎年金の費用の負担の仕方でございますが、これはもう先生御承知のとおり各制度の被保険者の頭数に応じて各制度から拠出をしていただく、こういうことになつておるわけでございます。この考え方で出されておるわけでございます。このこととそれぞれ準備をしておるわけでございます。

○塩田委員 自営業者等の保険料のあり方について改正法の附則でも規定されておるところでございますが、どのように検討がなされておりますか。

○吉原政府委員 自営業者の保険料の負担の仕方につきましても、所得に比例した保険料負担のあり方等についての検討ということが宿題になつておるわけでございますけれども、これにつきましても、最初にお答えをいたしました基礎年金の費用負担のあり方、それとの裏腹の関係でもございまして、私ども、制度の実施との関係が軌道に乗りました段階で本格的な勉強に入らしていただきたいというふうに思つております。

○塩田委員 基礎年金に関連いたしました、現在の老齢福祉年金、これを基礎年金に近づけるような措置を考へるべきではないかという意見が強いわけでございますが、いかがお考えでございますか。

○吉原政府委員 御案内のとおり、この新しい制度が施行されても、現在既に六十歳以上の方の年金につきましては従来どおりの考え方にしておるわけでございます。それは福祉年金だけではないと、先ほども、拠出制の国民年金、それから厚生年金についても全く同じことになっておるわけでございます。新しい制度はあくまでも五十九歳以下の方につきまして改善を図り給付の適正化を図るということにしているわけでございます。

ただ、福祉年金につきましては、障害と遺族につきましては大幅な改善が図られるということ、老齢福祉年金についてもできるだけ基礎年金の水準に近づけた改善を図るべきであるという御意見があったことは私も重々承知をしておりますけれども、基礎年金の水準五万円に老齢福祉年金を一律に上げるということになりますと大変な財源が必要になつてくるわけでございます。同時に、それは福祉年金だけではございせん、現在の五十年年金あるいは十年年金、そういった経過的な拠出制年金の水準にも当然影響してくるということがあるわけでございます。なかなか簡単に整理ができない問題でございますけれども、気持ちといたしましては、できるだけ老齢福祉年金についても今後の物価上昇等に見合いつつ改善を図つていきたいという考え方を持っているわけでございます。

○塩田委員 老齢福祉年金の額は、先ほど申し上げましたように、今回の法律改正によりまして月額が二万七千二百円に改定されるわけでございます。先ほど局長から御答弁ございました基礎年金は六十一年度五万一千九百円、こういう額でございます。大臣、この老齢福祉年金を私共は一律に基礎年金の額まで改定すべきだとは決して言っておりません。先ほども局長から御答弁ございましたように、六十歳以上の方につきましては、いわゆる急激な変化の起こらないように年金の既裁定者については軟着陸といひますか、触れない。そして、それに近い人たも徐々に変えていくというふうな思想で全部統一されておりますから、こ

これは非常に現実的な措置だったと思うのです。したがって、一挙に改定をして額を合わせるということは全然考えておりません。

しかし、物価スライドだけでいきますと、これはもう離れたままになりますね。そして、額も老齢福祉年金については人数は減ってくるはずですし、何年かかかって、それも五年や六年と言いません、十年かかかってあるいは十五年かかかって、この現在の二万円台と五万円台の差を物価スライドだけでなしに近づけていくというために、一%でも二%でも上積みをしていくという御努力を、財政上の問題があつてなかなか大変だと思ひますが、大臣としてひとつ御努力をしていただきたい、知恵を出していただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○今井国務大臣 老齢福祉年金の水準をおっしゃるようには基礎年金の水準とすることにつきましては、大変な費用が要ることでございますから、極めて困難ではございますが、おっしゃいますように、その水準の改善につきましては、やはり今後とも拠出制の年金の引き上げの動向などを見きわめながら少しづつ引き上げていくような努力はせなければいかぬだろうと思ひます。ただ、それについてはいつ幾日どうしますというようなこととはなかなか言えませんが、そういう気持ちで、おっしゃるとおり引き上げていくような努力もしてまいりたい、こう思っております。

○塩田委員 ありがとうございます。非常に温かいお心をお持ちでこの問題に当たっていただくというところでございますので、ぜひとも実現を目指して頑張ってくださいと思います。

続きまして、国公共済、地公共済の附帯決議に盛り込まれておりますが、国年、厚年の現在の時点における四十歳の人たちにつきましては、将来給付が最も低い水準になるということは、特に共済の議論の際随分議論されたのです。我々もこれを指摘をいたしましてその改善方を求めたのでございますが、そのままになってしまった。しかし、これも附帯決議で何とか将来考えるべきだと

いうことが決議されております。厚生省としてはこれをどう取り扱っていくか、お伺いいたします。

○吉原政府委員 この問題がなぜこういう御指摘のようなことになっているかというのを申し上げますと、今度、年金の給付水準を適正化する場合に、年金の給付水準の考え方を今までの世帯単位から個人単位に変えたわけでございますけれども、夫婦で言いますと、夫の厚生年金の水準というものをいけば二十年かけて徐々に適正化をしていく。したがって、年齢で言いますと現在五十九歳の方から四十歳の方、そういった方々につきましては、徐々に定額の単価なりあるいは報酬比の例部分の乗率というものを引き下げる形で適正なものにしていく、四十歳以降の方につきましては皆同じレベル、こういうことになるわけでございます。

一方、従来加給として年金の対象になっておりました妻の加給分、これをいけば基礎年金に切りかえていく、その切りかえる基礎年金の切りかえ方が、実は今の一万五千円という加給を四十年かけて五万円の水準にしていくというようになことにしているわけでございます。

そのために両方合わせたらどうなるか、それを合わせてみますと、今まで、今の年齢で言いますと四十歳の方が一番だんだん下がっていき、四十歳の方が一番低くなって、それ以降の方は奥さんのその基礎年金の額がだんだんふえていくというところによって、結果的に中だるみといひますか、一番低い水準になるわけでございます。

その結果的な現象だけを指摘をされますと、確かに四十歳の人が一番低くて、それからまた上がっていくというような格好になるわけでございませうけれども、では、こういった現象が起きないようにするためにはどうすればよいかということになりますと、なかなか実際にうまい方法がないわけでございます。給付水準の適正化の仕方を二十年でなしにもう少し、例えば四十年かければ多少なだらかなるということもございますし、逆に

妻の基礎年金の上がり方をもう少しまた時間をかければ、そういった中だるみが起きないというようになことにするわけでございます。それを無理やり直そうとしますと、かえってほかの面でまたいびつな形が出てくるというようなことがあるわけでございます。

したがって、共済審議の際にいろいろ御議論いただいたわけでございまして、これについては今後見直す、これもまた一つ宿題になっているわけでございませうけれども、実際問題として、一体どういふふうな手直しをすれば御指摘のような現象がなくなるのか、なくすることによってかえってまたほかのおかしな現象が出てきませんのか、そういうこともあるわけでございまして、この問題につきましましては少し時間をかけていただいて検討をさせていただきますと思ひます。

○塩田委員 局長御指摘のように、技術的に非常に難しい問題で、四十歳の方がちょうど谷間に当たってしまった。担当関係者の方、四十歳の方が少ないから余り文句も言われないのかも知れませんが、これはよくわかってきますと、四十歳の方も、何だということ将来問題になりかねないところを含んでおりますので、技術的にいろいろ問題があつて難しいことはわかりますけれども、これは検討して何かの手を打たないといかぬのじゃないかというふうに私は思ひます。十分に御検討をお願いいたします。

我々、全体的には既裁定者についてはもう一切手を触れないということであり、また現行の厚生年金なり共済のもうであるうその金額を、現状を、制度的には全体的に維持していく。局長は水準は切り下げると言われましたけれども、我々は切り下げとは思っていない。現在の水準を維持していく。このままほうっておけばいろいろの問題が起きますからね。そうでない、現状を維持していくということでは、この制度全体をよろしいとしたわけでございまして、切り下げというのはちよつと我々、本音はそう思つておられるのかちよつと心配になります。そうじゃないと思ひま

す。そこで、次に「学生等の取扱ひ」これも改正法の附則四条で規定されております。この「学生等」という「学生」はわかるのですが、「等」は何ですか。

○吉原政府委員 自営業者で二十歳未満で働いておられる方のことを言うわけでございます。

○塩田委員 二十歳以上の学生の方と二十歳未満の自営業者の方、これは片や厚生年金、片や国民年金の関係から問題があるということ、取り扱ひについて検討するようになっておつたわけですね。どのように検討して、四月一日から早速どういふふうになりますか。

○吉原政府委員 何もかも同じような答弁をして恐縮でございますが、これも新しい制度が円滑に発足をいたしまして軌道に乗った段階で本格的な勉強をさせていただきますと思つておるわけでございます。

○塩田委員 本格的な勉強じゃなしに、具体的にどうするかということとはもう四月一日に決まつてないといかぬでしょう。これは任意加入ということではないでしょうか。それは決まつておるのでしょうか。

○吉原政府委員 二十歳以上の学生の方につきましては任意加入でございます。ただ、宿題にされておりますのは、学生の方を将来とも任意加入でいいかどうかということだと思ひますし、それから二十歳未満の自営業者の方につきましても適用対象に、何らかの形で加入を認めるべきではないか、そういう御議論が宿題になっているのだというふうに理解をいたしております。

○塩田委員 学生の場合、任意加入という道がありますから、加入された人はいい。ただ、任意に加入しない人、これも残るわけですね。それから、二十歳未満の自営業者の場合の国民年金の關係につきましまして、二十歳未満の障害は全体的に救われるようになりますからいいとして、学生の場合の任意加入していない人に障害が起つた場合、これは問題になりますね。

○吉原政府委員 そういふことでございまして、

任意加入ということになりますと、任意加入され
た方が障害になった場合には障害年金の対象にな
りますが、任意加入されておられませんと障害にな
っても年金が出ない、そういう問題があることは
確かでございます。

○塩田委員 大臣、相当厳密に年金体系を整備さ
れまして一元化に向かって非常に大きな仕事をさ
れたわけですが、やはりわずかなではありますけれ
ども取り残されている今のような谷間、すき間が
ところどころあるのです。こういった問題につい
ては、早急に制度的にも考えていただかないと、
少数かも知れませんが、場合によってはそうい
う例が出るということになるわけではございまし
て、お考えをいただきたいと思ひます。

続きまして、国民年金、厚生年金、共済年金と
もに開始年齢が決まりましたね。その支給開始年
齢の前あるいは後に繰り上げ、繰り下げという制
度がございますが、これは率を政令で決めるとい
うことを法律改正のときは答弁されたわけでは
ございまして、率が決まらなかったのです。もう決まっ
ていると思ひますが、その決まっておる内容を御説
明いただきたいと思ひます。

○吉原政府委員 現在政令はまだ公布はいたして
おりませんけれども、近々今月中に政令を決めさ
せていただいて四月一日までに公布をしたいとい
うふうに思ひているわけではございまして、繰り上
げの率あるいは繰り下げの場合の率につきましては
は、現行の率と同じ率を定めるということにす
るつもりでございます。

○塩田委員 現行と同じ率と言われますけれども、
それを言っていたらだいたいと思ひます。国民
年金につきましては繰り上げの現行制度がありま
すから、その率は同じだと言われればそれはわか
りますが、厚生年金とか、あるいは鉱山とか船員
の方の場合も年齢が違ひますから、これは繰り
下げはなかつたわけでしょう、新設ですね。共済
も同じく繰り下げが新設ということになりました
から、現行はないわけですから、御説明をいた

きたいと思ひます。

○吉原政府委員 まず六十五歳よりも早く繰り上
げて年金の支給を受ける場合の率について申し上
げますと、六十四歳、一年早く繰り上げて支給を
受けるという場合には減額率が一一％、それから
二年早く繰り上げて支給を受ける場合には二〇
％、さらにその次は二八％、それから三五％、六
十歳に繰り上げる場合には四二％ということにな
ります。

それから、六十五歳からの年金を六十六歳以降
に繰り下げて受ける場合には年金の額が増額され
ることになるわけでありまして、六十六歳からの
場合には二二％増額、六十七歳は二六％、六十八
歳は四三％、六十九歳は六四％、七十歳は八八％
ということにいたす予定でございます。

○塩田委員 それは国民年金、厚生年金、共済年
金ともに繰り下げの場合は同じ率でございま
すか。

○吉原政府委員 厚生年金、国民年金は同じで
ございまして、共済についてはこういう制度はござ
いしません。

○塩田委員 共済については担当の方が見えてな
いからあれですが、新設されて繰り下げはできる
ことになっていないでしょうか。ないはずなんです。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
繰り下げについてのお尋ねでございますけれども、
厚生年金につきましては、六十五歳になりま
すと、先生御案内のようにすべて加入者でなくな
りまして年金が支給されるわけではございませ
ぬ。場合に、厚生年金につきましては六十五歳から
の繰り下げという制度はございしますが、共済組合
については繰り下げという制度はございせん。
○塩田委員 共済は担当の方でないからあれです
が、今度、新制度では六十歳ですね。それは、繰
り下げの制度が今ないとおっしゃったのですか。厚
生年金なり国民年金はあつて、共済はない。そん
な、それは一元化ではないじゃないですか。
○谷口説明員 ただいま申し上げましたのは、い
わゆる支給開始年齢よりも遅くもらう場合の繰り

下げ、これは先生御案内のように増額になるわけ
でございますけれども、厚生年金の場合は、だれ
でも年金をもらへる六十五歳よりもさらに繰り下
げまして六十六歳、六十七歳からももらへるとい
う形の繰り下げの制度はございせん。この場合は
年金額が増額になるわけではございせんが、共済組
合についてはそのような繰り下げ増額の仕組みが
とられていないということでも申し上げたわけでは
ございせん。

○塩田委員 これはまた改めて担当の共済関係の
方に御質問いたします。

今のは担当課長としてわかるわけですか。それ
じゃ、共済の場合は開始年齢が六十歳になります
ね。しかし、暫定的にはまだ六十歳になりません
ね。そうですね。今五十六歳でしょう。五十五歳
が五十六歳になり、今なつておられますね。昭和七
十年まではだんだん六十歳に引き上げる、その
間に経過措置はとられますね。その間は、共済に
ついて繰り上げの制度は現在はありません。現行
はあるのですか。それも当分の間、経過措置とし
て五十六歳から六十歳になるまでの間、これは行
われますか。

○谷口説明員 共済組合でいわれる繰り上げ減
額退職年金についてのお尋ねだと存じますけれど
も、先生御指摘のように、六十歳まで支給開始年
齢が引き上げられるまでの間におきましては、繰
り上げ減額退職年金の制度が経過措置として残さ
れているという形でございます。

○塩田委員 これは直接の担当課長でないからお
答えにくいのか。

従来は一年について四％の減額退職年金という
制度になっていました。それが経過措置の場合、
当分の間の措置が、勧奨退職の場合と普通退職
の場合と違つてあるわけですね。厚生年金担当課
長ではこれは無理ですか。――それではまた大蔵
省を呼んでやります。
次に移ります。

のですけれども、これについてどのような対策を
していかがれますか。

○長尾政府委員 お答え申し上げます。
無年金者となりますケースは、国民年金の被保
険者が保険料を滞納されるということではござい
ません。

こういった無年金者の滞納がどういふ事情で起
こるかということではございせんけれども、例えば
住所を移されたところでもた加入手続をおとり
になっていないというふうな一番初めの登録をされ
ていないというケースがまずあると思ひます。こ
れにつきましては、住民基本台帳、国保の被保険
者台帳等を基礎にして対象者の洗い出しをいたし
まして、個々に手続をとっていただきたという
勧奨をいたしまして、ある準備が整いました場合
はこちらから手帳をその方の御家庭にお送りする
というふうな形で適用の促進に努力してございま
す。もちろん、一般的には成人になられましたと
きといった節目を考えまして適用促進のための活
動をいたしておるわけではございせん。

次に、こういった形で手帳は持つておられます
けれども保険料を滞納されるということではござ
いせんが、これは被保険者ができるだけ保険料を納
めやすくするような環境整備、こういったことも
必要であると思ひます。今回の法律改正によりま
して毎月納付ということになっておりますし、ま
た口座振替というふうな保険料を納めやすくする
ような措置も検討いたしましてこの推進を図つて
いきたいと思つておるわけではございせん。

○塩田委員 これは将来非常に問題になるのじゃ
ないかと思ひまして、特に留意して当たつてい
だきたいということをお願いいたします。

続きまして、国民年金の保険料の免除規定があ
りますが、これは各県ごとに見ますと非常にアン
バランスになっております。その適正化をどうい
うふうに進めておられるか、お伺ひいたします。

○長尾政府委員 国民年金の保険料免除の仕組
みでございますけれども、免除の基準自体は全国一
律に私どもとしては示しておるわけではござい

す。法定免除は当然でございますが、申請免除の運用につきましては、市町村民税の均等割が非課税であるといった方々が真に免除を必要とするということを基準にいたしまして、一つの統一的な基準を示しまして地域による差がないように指導いたしておるわけでございますが、御指摘のように、都道府県の数字をとってみますと、相当にアンバランスがあることは事実でございます。

この状況を分析いたしましたら、確かにこう
いった免除率が高い県というのは、全国的に見ま
しても一人当たりの県民所得は低い、失業率、保

護率は高いといふような県であることは事実でございますけれども、それにいたしましたしても免除の措置が適正に行われているかどうかという点に若干の問題点はあるかと思ひます。こういう点で、免除をお受けになりますと年金の上で非常に不利になりますので、こういったことのないように十分被保険者に御説明をいたしまして、できる限り保険料を納めていただくよう働きかけをするように私どもも指導いたしておるわけでございます。

○塩田委員 これは不公平にならないように、公正を確保するためにもぜひとも適切な御指導をやっていたきたい。私は、全体的に多過ぎるのじやないかと思うのです。各県のアンバランスももちろん是正していただくと同時に、よほど厳格にやっていたくことが必要だと思います。

閑達いたしましたて、サラーマンの専業主婦の新年金への切りかえ手續、これは現在厚生省、出先機関を挙げて大変御努力をされておると思いますが、周辺の人たちに聞いてみますと、まだまだ知らない、全然手続をとっていないという人がかなりあります。どのように措置しておられますか。

○農尾府政委員 サラリーマンの奥様方の第三号被保険者につきましては、まず現在國民年金に任意加入をしておられます六百七十七万人に私どもの庁から直接届け出用紙をお送りいたしました、被扶養配偶者であるという意味の届けをいただく

ように準備を進めております。

この届けの状況でございますが、一月末現在で四百三十六万件、届け出率は六四％でございます。この場合、私どもの方では共済組合の奥様方と厚生年金の奥様方の仕分けができませんでしたので、六百七十七万人は共済組合の方も含んでおける数字でございますが、百三十万人ぐらいが共済組合の奥様方ではないかと思うのでございます。この方々は別途届け出をしていただくという前提で考えますと、実質的な届け出率は約八〇％と考えておるわけでございます。

今、先生からお話がございましたように、まだまだお届けいただいていない方もあるかと思ひます。この届け出をしていただきませんと四月からその保険料が納入されてしまう、自分の口座から振替になつてしまふということもありますので一月中にお願ひしたかつたわけでございますが、制度が施行されますが四月でございますので、三月三十一日までにこの期限を延ばしまして、引き続き届け出をしていただくよう呼びかけをいたしております。また、共済組合の組合員のお届けにつきましては、今開始したところでございませう。

○埴田委員　混乱が起らないように、なお一層努力していただきたいと思います。前に、退職医治療制度でも見込み違いがあつて混乱していますね。同じようなことが起こるのじゃないかと心配でございますので、十分の手を打っていただきたいと思ひます。

同じような意味で、まことにわからないこと
で、恐らく国会議員の先生方、私のようなケース
はなかろうと思うのですが、国会議員互助年金、
地方議会議員の共済年金、この適用者、我々も含
めまして、これは四月一日から新制度が発足しま

すと国民年金に加入しないといけないのです。う。私、手続をとっておりませんけれども、私はいいのです。私はとらなくていいのですけれども、とらない六十歳未満の方もおられるのじゃないか。また、地方議員は十何万人おられると

思うんですね。これが徹底してないのじゃないかかと思うのです。そんなことを言っている人はだれか、ということもありません。互助年金とか地方議会議員共済は、どういふ法的性格なのか、一階建て、二階建て、三階建てのどの部分に当たるのか、その辺から御説明いただきたいと思います。

○長尾府委員 今回の法律改正によりまして、従来国民年金に入っていただけなかった国会議員の先生方、地方議会議員の先生方が強制適用という形になります。それから、被用者年金制度の障害年金とか遺族年金を受けておられた方も、従来は任意加入でございましたが、強制加入になります。そういった意味で今回国民年金の適用関係が非常に大きく変わるわけでございますが、私どもといたしましては、こういった適用関係が変わるということとはできる限りPRをさせていただきたいと思っておりますが、お話しのように、まず三号を一生懸命やっておりますので、この点につきまして若干おくれているというおしかりをいただいたかと思います。

それで、国会議員互助年金の性格づけという御質問でございますが、これは私どもがお答えをするのは不適切かと思うのでございますけれども、現行法の体系では被用者年金各法という定義の中に国会議員互助年金は入っておりますのでございますが、いわゆる通算年金通則法体系、通算体系の中では、この国会議員互助年金法はその通算期間として扱われない、公的年金給付としては扱われないというように取り扱いになっているわけで

でございます。また、国会議員の先生方は厚生年金の被保険者になることもできるということは現行の規定でございます。こういうような仕組みを考へてみますと、性格としたしましては、今先生から一階か二階か三階かという御質問がございまし

たので、その言葉を拝借いたしますと、いわば三階に該当するのではないかと、こういうふうに思いうわけでございます。

○塩田委員　なお、国民年金、厚生年金、共済年金の調整ですね。特に在職者、働いている人たちが

の所得制限の問題についても適正な調整をしていただきたいというのをお願いしたいと思います。細かく申し上げたいのですけれども、時間がございますので、そのことを要望いたします。

それから、老齢年金等につきまして、行政事務の簡素化という観点から見て、例えば年金に税金がかかっておりますね。払っておいてまた取っておる。そして総合課税ではこうやるとか、いろいろ

る複雑な手数が要るわけですね。労災の補償あるいは失業保険等は無税なんです。それから厚生関係でもありますね。だけれども、大部分の年金が課税対象になっている。これはほかにも例がありますから、無税にした方が行政簡素化になるのじゃないかなろうか、手続もいいのじゃないかなろうか、こう思うのですが、これは大臣、検討課題としてひとつお考えをいただきたいと思ひます。

以上、時間が参りましたので、終わりたいと思います。

○山崎委員長 浦井洋君。

○浦井委員　まず年金問題についてお尋ねをした
いのですが、六十一年度末の予測で、厚生年金の
積立金はどれくらいになるのですか。

○長尾政府委員 六十一年度末の厚生年金の積立金の見込み額は五十四兆七千四百九十六億円でございます。

○浦井委員 約五十五兆、こういうことなんですが、それに含まれておらないはずなんですが、例の行革特例法による繰り延べ措置、それから六十

○長尾政府委員 六十一年度末までの国庫負担の繰り延べ措置、これによるカット分は大体どれくらいですか。

繰り延べ額は一兆二千五百十億円でございます。この繰り延べ分につきまして一定の前提を置きまして、六十一年度末の元利合計を試算いたします。

と、一兆四千六百八十六億円でございます。もしこの繰り延べ措置がなかったとした場合の六十一年度末の積立金は、これを加えまして、五十六兆二千八百八十二億円というふうに考えます。

○浦井委員 どの数字をとってもいいのですが、一兆四千七百億、約一兆五千億、こういうものが積み立てられておられない、こういうことになる。昨年の国会で創設をされました基礎年金、これはそれからいただいた資料なんですけれども、「国民年金特別会計基礎年金勘定収支状況」というものを見ますと、基礎年金をつくられたことによつて財政調整が非常に巧みにやられておるといふふうに私は言わざるを得ないわけでありまして、「歳入」のところが「厚生保険特別会計年金勘定より受入」が二兆九千五百七十億、また、厚生保険に返ってくる金が一兆四千六百六十三億ですが、だから、その差の一兆四千九百七億、約一兆五千億、これが厚生年金の方から俗に言えは持ち出しになるということになって、先ほどのお話しで、一兆五千億ほど積立金を減らしておると、今度もまた上手に財政調整で一兆五千億ほど減らしておる、こういうことになるのですか、積立金は。

○長尾政府委員 基礎年金の今回の勘定の仕組みでございますが、各年金制度から、国民年金、厚生年金、共済組合から頭割りで拠出金を出していただきまして、三十六年四月以降の基礎年金見合いの給付をそれぞれの勘定に交付金として戻すという形で仕組んでおるわけでございます。この拠出金と交付金の差を先生はおっしゃったのではないかと申すのでございますが、この差は厚生年金が基礎年金のために財政調整をしたのではないかと申すのでございますけれども、従来、国民年金任意加入の妻として加入しておられたいわゆる三号の奥様方、この奥様方の分が国民年金の被保険者から外れまして、それぞれの厚生年金、共済組合の拠出金の頭数の中に入つていって、この仕組が変つておるといふことも御留意をいただきたいと思つてございまして、そういう部分の調整をさせていただきます、それから障害福祉年金を裁定がえいたしました障害基礎年金につきましては、各制度も受益の程度に応じて負担をしていただく、こういう前提で実質的な差

引き額を計算いたしますと、厚生年金としては四千億の持ち出しという形にならうかと思ひます。国民年金は逆に四千五百億の受け取りでございますが、この点は制度の成熟度の違いというふうに考へておるわけでございます、実質的には四千億というふうに考へております。

○浦井委員 私は多く見て一兆五千億、長尾さんの方は四千億、いずれにしてもそれだけ財政調整をされたというふうに思ひます。拠出金制度というのは、去年の健康保険の改正の場合の退職者医療もそうでありまして、老人保健法の場合の拠出制度、これも財政調整でありまして、これは多少余裕のあるところから多少窮乏なところへ持つていって、そして国の支出を全体として減らすというふうな上手なやり方だろうというふうに私はほとほと感嘆をしておるわけでありまして。

先ほどもお話が出たようでありますけれども、三千億有利運用ができるということでも非常に喜んでおられるようであります。それも大事でありますけれども、別にこれを否定するわけではございませんが、やはりこういうようなあしき財政調整というものを基本的にやめるといふ姿勢がなければならぬのではないかと申すことを私は大臣に一つ要望したいと思つております。

それからもう一つは、一番初めに質問しました繰り延べ措置、これははつきりと返してもらえらるんでしょね。大臣、簡単に言えばこの二点です。

○吉原政府委員 財政調整というお話でございますけれども、私どもの考え方はそうじゃございませんで、年金の基礎部分、基礎年金部分について各制度が公平に負担をしていこう、そのために一定の基準でもつて拠出金を出していただくというところで、結果として、先ほどお話し申し上げましたような、制度によつて出入りの差はございませけれども、あくまでも一定の基準で各制度が公平に負担をして年金制度全体を安定したものにしたい、こういうことと申すのでございます。

○長尾政府委員 厚生年金の国庫負担の繰り延べ額の返還でございますが、この点につきましては、返還を行われるということは法律では明らかになつておるわけでございます。厚生年金の皆様方から御預かりいたしました保険料でございますので、これは私どもとしては確実に返していただくということで対処させていただきますと思ひます。

○浦井委員 それがそうならない場合がよくあるわけで、これは大臣としても責任を持つていただきたい。大臣、どうですか。

○今井国務大臣 貸したものは必ず返していただくわけでございます。

○浦井委員 今井先生、甚だいいまでも大臣をやっていただきたいというふうに思つてござい

ます。少し各論に入りたいのですけれども、今度障害年金、障害福祉年金が障害基礎年金になるということ、これで障害者の皆さんに対する年金給付が改善されるというのが去年の年金国会といひます。が、去年の国会の年金改正案のうたい文句であつたというふうに思ふのですが、いよいよ実施されてみると、余り実質的にアップがないというふうな状況が出ておるのは御存じであらうと思つて

す。例えば、私、今委員長にお渡ししたのですが、資料をそこへ持つてきております。大臣にもお渡しをさせていただきますけれども、一番上の欄、大臣、よく見ていただきたいと思つたのです。が、年金局長、お持ちですね。全盲の母で子供さんが一人の場合、そこに書いてありますように、今度の改正法によりまして四千六百九円という福祉手当がついたのですから何とか格好が、これは私も評価をするのですけれども、現行よりも千円マイナスになるわけですね。

ところが、二番目の段にいきますと、全盲の父と健康な母と両親がそろつてゐる場合の年金で、この場合は一万二千五百二十五円アップになる、これは事実をうすね。この数字、確認して

いただきたい。私は間違つてないと思つて

す。そこで、両方見てもらつたらわかるように、理論的にどうあるとも、実質的にやっぱ矛盾しておると思つておるわけですね。先ほどからのお話があつたように、全盲の母の場合、子供さんがあるという家庭は非常に援助を必要とするわけですね。私は、全盲の父と健康な母の場合が高過ぎる、二番目の場合、というふうなことは思つておるわけですね。全盲の母の場合にもつと援助をしてあげなければいけませんと思つておるわけですね。これは、この表でござらんになったらわかるように、児童扶養手当あるいは福祉手当、こういうところも関連があるわけですね。

そうすると、このケースの場合には、大臣、堀木訴訟というのは御存じでしょうか、朝日訴訟と並んで社会保障の画期的な前進に非常に役立ったという堀木訴訟ですね。この間、亡くなられたわけですね。この亡くなられた堀木文子さんが、亡くなられるまで裁判で争われた、そして最終的には厚生省も障害福祉年金と児童扶養手当の併給を認めざるを得なかつた。ところが、今度の改正法では、これが総額になると千円マイナスになるといふのが矛盾ではないか。やはり全盲の母と子供一人という場合には非常に家計が苦しいであらうし、恐らくも死になつて生活を支えておられるであらう、こういうことでありますから、従来と同じように、障害基礎年金になつても障害を持つた母については児童扶養手当を併給すべきではないか、ここに問題が結びつくわけですね。私はそう思ふのですが、この要望はどうですか。

○坂本政府委員 ただいまお配りいただきましたこの資料につきまして、私、ちょっとよくわかりませんが、現行法のところでは障害福祉年金一級四万八千円というの、私、年金を直接やつておりませけれども、現実にはこの金額が支給されるということはないのではないかと申すのでござい

ます。それで、四月からは改正法の方の障害基礎年金

に移行することになりますので、改正法の方の金額は私としてはそういうことかなと思っておりますけれども、現行法の方、ちょっとそういう意味で理解ができない面がございます。

そういうことを前提にいたしまして、いずれにしましても、現在、障害福祉年金と児童扶養手当は、ことしの四月一日の年金改正法の施行までの間は併給ができるわけでございますけれども、障害福祉年金がなくなりまして障害基礎年金になる、そのときに児童扶養手当は併給ができなくなる。これは従来、先ほど堀本訴訟に関連して児童扶養手当については、障害福祉年金と児童扶養手当の併給を認める改正も確かにいたしましたけれども、これは障害福祉年金という拠出制の障害年金と併給というのを考えたわけでございます。今回の改正によって障害基礎年金という、これは拠出制年金といつてよい相当の水準の年金になったといふことで、障害者の所得保障について一応の水準に達したことから、児童扶養手当の併給はこれを行わないといふことにしたわけでございます。現実にはこの受けている金額が減るといふことはないと考えております。

○浦井委員 児童家庭局長の言われたのは、三万九千八百円、それにここに括弧で書いてあるように二・七％アップと仮定して四万八千八百円になる、こういうことなんですよ。だから、そこだけが仮定なんですよ。それで、結局千円マイナス。千円マイナスだから大したことないといえは大したことないですけれども、障害者の皆さん方が期待されていたほど上がらないといふことは事実なのでしよう。

○坂本政府委員 上がる上がないという考え方の基準だと思えますけれども、とにかく障害福祉年金そのものは、障害基礎年金といふことで従来の福祉年金から拠出年金相当といふより年金になるわけでございます。現実には金額も相当上がるわけでございます。それだけの年金が出るというのを勘案して、児童扶養手当というものは、現

在例えは厚生年金の拠出制の障害年金が出ている場合と同じように、これは併給にならなくなるというところでございますので、それぞれ年金と手当の関係からいって、年金としては上がります、しかし併給の関係からいくと、確かにそれほどの差はなくなるわけでございますが、下がるというのではないかと考えております。

○浦井委員 それはとりやうではありますけれども、実際に障害を持って生活をしておられる方をしてみたら、やはり障害基礎年金と児童扶養手当を併給してほしいという要求は強いわけでありまして、これは重ねて要望しておきたいと思う。

それからもう一つ、これも先ほど出ておりましたけれども、福祉手当がなくなりました。福祉手当受給者が六十年度で三万四千二百人ですか、それです。それで、その中で今度新しい制度に移行して、これは数字を確認しますけれども、障害児福祉手当というものが五万八千五百五十五人、それから経過福祉手当というものが五万四千三百六十二人、それからまたひとひ特別障害者手当というものが全体として五万五千六百九十九人、その中で、被用者保険の方を除きまして、まあ三分の一として見て、ここだけやグループですけれどもも十万人というふうにして見ますと、福祉手当を今までもらって、今度の新しい制度に移行して、この三つの手当をもらえない人といふのは差し引きで二十万ぐらいあるといふふうに見て差し支えないですか。それで大体数字的に合っていますか。

○小島政府委員 大まかな数で、御指摘のとおり二十万人程度になるかと思えます。

○浦井委員 だから、そういうふうに新しい制度によって福祉手当をもらえなくなった人が、きのうは十六万とか、私の方は約二十万というふうに行うていたのですが、これはどちらにしてもアバウトです、そういう中で、一級障害者で特別障害者手当に該当しない人は、この中でも支給される月額は一万二千五百二十五円アップするにすぎない、こういうことになるわけですよ。だから、

私の要求は、せめて特別障害者手当の支給範囲を拡大すべきではないか、以前に福祉手当をもらっていた人は全員が特別障害者手当がもらえるぐらに拡大すべきではないか、これが私の要求なのです。

○小島政府委員 確かに、福祉手当は国民年金の一級の方を対象に出しておりました、先生御指摘のようになつていたわけでございますが、この現在の福祉手当といふのは、在宅の重度障害者のうち障害福祉年金受給者等に対し、拠出制の年金の受給者は別でございますが、慰謝的励的な性格を持って支給するといふ法律の趣旨でございますが、実際上の機能面からいいますと、成人障害者につきましては、大体拠出制の障害年金と障害福祉年金との差の半分程度を埋めるといふような機能を果た上は担っていた、こう思います。

今回の基礎年金の創設によりまして、この福祉年金は全部基礎年金という形で拠出制と一体化してしまふのですから、そういう意味で従来の福祉手当の福祉の役割は終わった、審議会なんかの感觸もそうございまして、したがって、今度こういう基礎年金という制度ができることに着目をして今後の手当といふのはどうあるべきかということを検討いたしました結果、要するに在宅の重度の障害のために常時特別の介護、今までは常時介護ですが、特別の介護を必要とするような人たちに特別の障害者手当を支給するようにしてはどうかといふことを受けていたものでありますから、障害の程度といたしましては、従来の福祉手当は一級ですが、一級程度の障害がダブルであるといふ方を対象として出す制度にしたものであります。こういう仕組みになりますし、法律の規定そのものから受けとめまして、この取り扱いを、先生御指摘のように従来の福祉手当のままとし取り扱いにすることはちょっといたしかねる問題だと思

います。

○浦井委員 おたくらはよく審議会に逃げ込んだり、大体絞り過ぎですよ。だから、常時特別の介護を要するといふような格好で特別といふのは入

れずに、私は重ねて要求しておきたいのですけれども、やはり従来福祉手当をもらってあった人は特別障害者手当をもらえるというぐらにの寛容さがあつていいのではないかと、これを私は重ねて要求をしておきたいといふふうに思うわけ

です。

そこで、次は私が一番尋ねたい問題でありますけれども、一級障害者でも特別障害者手当に該当しない人は一万二千五百二十五円しか増額しないといふことに加えて、通所授産施設に通っている障害者の方の場合には、新たに費用徴収が今度かけられるといふことになるわけなんです。

私はここに原文を持ってありますけれども、去年の十二月に身体障害者福祉審議会から「費用徴収基準のあり方について」という意見書が出た。それを読んでみますと、「昭和六十一年度からの障害基礎年金の創設として具体化されることとなり、この面からも費用徴収制度導入の条件が整えられることとなった。」といふことで、入所者本人のほかは扶養義務者からも費用徴収をしようとしておるといふふうに言わざるを得ないわけなんです。それが、大体費用徴収について厚生省はどう考えておるかといふ点をお尋ねしたいと思

います。

○小島政府委員 確かに、障害者の厚生援護施設につきましては、他の精神薄弱者施設とか老人の施設等と異なりまして、施設入所者につきましては、大体食費の実費程度の御負担だけで、あとは徴収しないという建前になっております。ただ、これは一番古い法律でございまして、やはり生活保護の救護法、救護施設から分化してきたといふ経緯もあつてこういう取り扱いかと思ひますが、ただ、これは福祉施設としては、他の障害者あるいは老人を含めまして例外的な取り扱いであつたわけでございます。五十九年の身体障害者福祉法の改正に際しまして、特別障害者手当制度をつくりますと同時に、今後の福祉施策の一環として身体障害者の更生援護施設につきましても精神薄弱者援護施設と同様に、負担能力に応じて本人からも

御負担をお願いするのが筋であろうということである。このような取り扱いにいたしまして、法律上も本人及び扶養義務者から徴収することができるといふ規定が置かれてこのような取り扱いになっております。

○浦井委員 それで、問題が二つあるわけですね。本人から五十九年度は食費以上に取れることになったというのが一つベースにありますね。それから、扶養義務者の方は後回しにしますけれども、本人の場合、意見具申の中にはいろいろ書かれておるわけですが、例えば費用徴収のことがいろいろ書かれておるのですね、一年金収入、授産工賃収入を含む本人の収入を基礎として負担能力を認定し、徴収することが適当である。というふうな表現があるわけですね。だから、これでいくと年金とかあるいは授産工賃収入も、少なくとも費用徴収の対象にはなる、問題は割合だ、こういうことになるわけですか。

○小島政府委員 年金も所得保障の一環でございますし、工賃収入も所得でございます。所得全般としてそれをひくくため考えまして、負担能力をその全体で認定するという取り扱いが妥当なものじゃないかと考えております。

○浦井委員 そうすると、肢体不自由の方々が一生懸命生きがいとして品物を製造されて、月に何千円かあるいは何万円か収入がある、それも費用徴収基準のベースに入る。その方たちのいわば生きがいをなくするということではないですか。

○小島政府委員 収入としてはやはりこれは含めて考えるべきものだと考えますが、先生御指摘のように、それでは一生懸命やってもやらなくても同じがということがありましては自立更生の趣旨からも反しますので、一定の控除額を設けるという形で自己努力は十分評価するシステムをつくってまいりたいと考えております。

○浦井委員 このころは、局長さんも御承知のように、仕事を障害者の方にやっていただいても、もちろんノーマルな方よりもノーマルは落ちますけれども、その仕事を一生懸命やることによって障害

がむしろいい方に変化をしていく、身体発達等というのですか、これが定説になっておるわけですね。そういう形で一生懸命やった、生きがい対策のもうわずかなお金さえも徴収基準のベースに入れるというのは解せぬと私は思いますが、何かあります。

○小島政府委員 いわゆる工賃等を入れます場合に、控除額につきましては、その工賃が安いほど控除額を率といたしましては手厚く考えながらその辺のところは十分配慮してまいりたいと考えております。

○浦井委員 十分前向きに配慮するということですね。大体いつごろ結論が出るのですか。

○小島政府委員 大体来月中旬ごろまでにはまとめないと手続がなかなか難しいかと思っております。ただ、関係者のいろいろの御了解も得つつというところで進めておりますので、時期を確定して申し上げるわけにはいきませんが、そのぐらいを目途として進めております。

○浦井委員 本人の場合はそれでございまして、今度は扶養義務者の場合です。

この場合、私は、本来扶養義務者からも費用徴収すべきではない、入所者本人の場合にはある程度はやむを得ないと思っておりますけれども、扶養義務者の場合にはやはりそうすべきではないと思うわけでありまして、一体どう考えておるのか。

○小島政府委員 これにつきましては、法律の規定も本人及び扶養義務者から徴収する、これは老人福祉施設や何かと全く同じスタイルになっております。したがって、年金も含めまして本人の収入だけでいわずに経済的な自立が十分できない、その費用を十分負担はできないという場合に、これは福祉施設全般の共通の問題でございまして、これは福祉施設全般の共通の問題でございまして、老人福祉施設、あるいはちよっと先ほど不適切な表現があったかと思いますが、精神薄弱者保護施設なんかにつきましては本人からの徴収はございせんが、現在でも扶養義務者からの徴

収はあるという建前になっておりますので、これと同じようなぐあい考えていかざるを得ないのではないかと。ただ、審議会の意見具申におきましても、その範囲等については具体的な実行可能性との兼ね合いで十分配慮するようにという御指摘もいただいておりますので、現在そこも含めて検討しておるところでございます。

○浦井委員 確かにこの中にも、他の制度との均衡とか、いろいろなことを勘案してとか、歯切れが悪いのですけれども、民法の適用も余り適切でないとか、いろいろなことが書かれておるのです。具体的にお尋ねしたいのですけれども、同居しておる扶養義務者は要件に入るのですか。

○小島政府委員 この点につきましては、今検討中でございます。例えば老人なんかにつきましては今まで同居という形で縛りをかけておりました、これはちよっと狭過ぎるのではないかと、同じような扶養義務者との均衡を考慮すべきだという御意見もありますので、その辺とあわせて検討しているところでございます。

○浦井委員 私の立場は、あくまでも扶養義務者からは費用徴収をすべきでない、まして同居の方からとか一切そういうことはするなということを要求しておきたいと思っております。

時間が大分迫ってきましたから、大臣に最後にお尋ねしたいのですけれども、問答を聞いていただいても大体おわかりのように、基礎年金が創設されるといふことで、先ほどの費用徴収の制度もそうであり、それから地方自治体でいろいろな独自給付をやっておるのです。それが、地方行革といふことで中央よりも地方の方が先取りされて、例えば大阪府市なんかは介護手当を支給しておったけれども、特別障害者手当受給者には今度は支給しないというふうな先取りがもう既にやられておる、こういう状況があると私は聞いておるわけなんです。そういう状況と、中央地方合わせで年金でせうかアップした分が、併給調整の強化であるとか、あるいは費用徴収の強化というふうなことでそっくり持つていかれた、こういうこ

とになるわけですね。だから、結論としては、年金額そのもの、あるいは併給調整のやり方、あるいは費用徴収のあり方というふうなものをもう一遍見直して、そして基本的には障害者の皆さん方が安心して仕事もし、生活もできる格好にすべきではないかと私は思うのですけれども、局長さんと大臣の答弁を伺いたい。

○小島政府委員 地方公共団体につきましても今後の福祉施策の全般のあり方ということではいろいろ見直しが行われている向きもあるかと思っております。ただ国の立場として今回併給調整をするにいたしましたのは、基礎年金というものは障害者に対する所得保障としては相当の水準に達しているのではないかと、従来からの福祉年金と同じ扱いというのはいささかであらう、これはむしろ従来の拠出制の障害年金と同じ扱いにするのが妥当じゃないかということ、児童扶養手当等の併給調整をしているところでございまして、またそのような所得保障が一応の水準に達したということも勘案いたしまして、今後の福祉、援護施策のあり方といたしまして、やはり従来の更生医療とか補装具の給付と同じように、本人並びに扶養義務者からの所得に応じた御負担を願うというのが福祉施設全般を通じて整合性の上からいっても妥当なものではなからうかと考えております。

○今井国務大臣 私も、今度障害基礎年金の創設で障害者の所得の保障は大幅に改善されると思っております。障害基礎年金が所得保障として一応の水準に達したと見ておりますから、児童扶養手当などとの間で給付の調整を行ったり、また福祉施設のサービスを受けている場合には応分の費用負担を求めることにしたことは、その取り扱いには私は妥当なものだと思っております。

○浦井委員 だめです。障害者の年金が充実したという認識も違わぬし、しかも、確かに額はある程度保障されたかも知れませんが、実際に運用されてみたら余り変らなかつたというペネンもあるわけなんです。そこを大臣は

よく考えていただいて、私の質問をこれで終わりますけれども、その辺の認識をよく深めていただかなかつたら、これは厚生大臣としては合格であるとは言えないと思います。
以上であります。

○山崎委員長 次に、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案並びに環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。今井厚生大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○今井国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、今回、年金等の支給額を引き上げるとともに、引き続き戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給等を行うこととし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるものであります。

第二は、未婚遺者留守家族等援護法の一部改正であります。これは、未婚遺者の留守家族に支給される留守家族手当の額を遺族年金に準じて引き上げるものであります。

第三は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、戦傷病者等の妻として支給を受けた特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつてゐる者に対して、特別給付金を支給するものであります。

第四は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、戦傷病者等の妻に対して引き続き特別給付金を支給することとし、その場合、十年間の国債償還額を六十万円と三十万円に統一するものであります。また、特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が平病死している場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

環境衛生関係営業につきましましては、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、施設の設定等に要する資金の貸し付けを行つてゐるところであります。今回、環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び近代化の促進を図るため、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととし、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正しようとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。まず第一は、環境衛生関係営業者に対し、その

営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な政令で定める資金を貸し付けるものとするものであります。

第二は、環境衛生同業組合等に対し、環境衛生関係営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な事業を行うのに要する資金であつて政令で定めるものを貸し付けるものとするものであります。

第三は、理事及び監事の任期を、現行の四年から二年に改めることとあります。

なお、この法律の施行期日は、本年十月一日からとしておりますが、理事及び監事の任期の改正につきましましては、公布の日からとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、二二五、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		四、四六五、〇〇〇円	
第二項症		三、七二〇、〇〇〇円	
第三項症		三、〇六五、〇〇〇円	
第四項症		二、四二四、〇〇〇円	
第五項症		一、九六二、〇〇〇円	
第六項症		一、五八五、〇〇〇円	
第一款症		一、四四七、〇〇〇円	
第二款症		一、三一五、〇〇〇円	
第三款症		一、〇五五、〇〇〇円	
第四款症		八四八、〇〇〇円	
第五款症		七五〇、〇〇〇円	

○山崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る二十五日火曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十四分散会

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四千円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「十一万四千円」に、「十万八千円」を「十万八千円」に、「十五万七千二百円」

を「十六万八千円」に改め、同条第三項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	四、七四九、〇〇〇円
第二款症	三、九四〇、〇〇〇円
第三款症	三、三八〇、〇〇〇円
第四款症	二、七七七、〇〇〇円
第五款症	二、二二七、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、三八一、四〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、四〇三、四〇〇円
第二項症	二、八三八、八〇〇円
第三項症	二、三四六、二〇〇円
第四項症	一、八五九、六〇〇円
第五項症	一、五二二、四〇〇円
第六項症	一、二二五、四〇〇円
第一款症	一、一二四、一〇〇円
第二款症	一、〇一四、一〇〇円
第三款症	八一五、三〇〇円
第四款症	六五八、七〇〇円
第五款症	五七九、五〇〇円
障害の程度	金 額
第一款症	三、六二〇、三〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

第二款症	三、〇〇三、九〇〇円
第三款症	二、五七六、三〇〇円
第四款症	二、一六六、六〇〇円
第五款症	一、六九八、三〇〇円

第二十六条第一項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「百四十四万円」を「百五十一万二千円」に改める。

第二十七条第一項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に、「百四十四万円」を「百五十一万二千円」に、「百四十四万円」を「百九十九万六千円」に改め、同条第三項の表中「三三四、〇〇〇円」を「三五八、八〇〇円」に、「二六三、三〇〇円」を「二八二、六〇〇円」に、「一七八、四〇〇円」を「一九一、二〇〇円」に改める。

第二十八条中又はその支給の請求を削る。
第三十二条第三項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

(未婚遺族者留守家族等援護法の一部改正)
第二条 未婚遺族者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十一万二千円」を「十一万七千九百十円」に、「十一万六千二百円」を「十二万二千四百十円」に、「十二万四千円」を「十二万六千九百十円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五万四千円」を「五万四千円」に、「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「とする」を「とし、昭和六十二年七月十四日に同項の特別給付金を受ける権利を取得する者に支給する当該特別給付金に係るものにあつては、同年十一月一日とする」に改める。

附則第二十九項を附則第三十一項とし、附則第二十八項の次に次の二項を加える。
29 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年を経過した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

30 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した

法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和二十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第五条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第二条中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に、「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。
第三条第一項中「昭和五十四年四月一日」を「昭和五十八年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和五十四年四月一日以後昭和五十九年十月一日前」を「昭和五十八年四月二日以後昭和六十年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十年十月一日」に改める。
第四条第一項中「二万円」を「三十万円」に、「一万円」を「十五万円」に、「二年」を「十年」に改める。

附則第二項中「昭和五十九年十月一日」を「昭和六十年十月一日」に改める。
附則第三項の前の見出し及び同項から附則第八項までを削り、附則第九項を附則第三項とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
附則第八條第四項中「五万四百万」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条、第五条及び附則第三条から附則第五条までの規定 昭和六十一年十月一日
二 第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十八條の改正規定 昭和六十一年四月一日
（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 昭和六十一年七月分の遺族年金及び遺族給付金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十七條第三項の表中「三五八、八〇〇」とあるのは「三四九、〇〇〇」と、「二八二、六〇〇」とあるのは「二七四、五〇〇」と、「一九一、二〇〇」とあるのは「一八五、一〇〇」とする。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金（旧法附則第五項又は第八項に規定する者であつて、第三項の規定によりこの法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得したものに係るものを除く。）については、なお従前の例による。

2 新法第三條第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。）附則第五條第二項に規定する者
二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号。以下「法律第七十三号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金又は旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者
法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、昭和六十一年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者（同法附則第五項又は第八項に規定する者以外の者にあつては、同法による特別

給付金及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者）に限る。

4 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和二十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、昭和六十一年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、法律第二十二号附則第五條第三項又は附則第六條の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

5 前項の規定により新法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する特別給付金の額は、新法第四條第一項の規定にかかわらず、その者が法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に定

定する者以外に、その者が法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三條第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に定

める額（前項に規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を

有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

昭和五十一年十月一日	六十万円
昭和五十二年七月十四日	五十七万円
昭和五十四年十月一日	五十一万円
昭和五十五年十月一日	四十八万円
昭和五十六年十月一日	四十五万円
昭和五十七年十月一日	四十二万円
昭和五十八年十月一日	三十九万円
昭和五十九年十月一日	三十六万円
昭和六十年八月一日	三十三万円

（特別給付金の支給の特例）

第四条 新法第二号中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第五条 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）

の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る）であつた者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたこととがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 この法律による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第二十八項又は第三十項に規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日以前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 昭和五十八年三月三十一日以前に死亡した法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る）であつた者であつて、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年を経過した日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第二十八項又は第三十項」とあるのは「附則第二十九項」と、同項第三号中「法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項」とあるのは「法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条

第一項」と、「十年」とあるのは「七年」と、それ読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」と、新法附則第二項中「昭和六十一年十月一日」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第五条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日の属する年の十月一日」とする。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項を次のように改める。

理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条 第一項第一号中「要する資金」の下に「その他当該営業について衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定めるもの」を加え、「附随する」を

「付随する」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合又は環境衛生同業組合連合会であつて、環境衛生関係営業者の営業について衛生水準を高め、及び近代化を促進するために必要な事業（前号に規定する事業に該当するものを除く。）を行うもの、当該事業を行うのに要する資金であつて政令で定めるもの

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第二条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十九条第一項第七号中「営むために必要な施設又は設備（車両を含む。）の設置又は整備に」を「営むのに」に、「その他」を「並びに」に改め、「事業」の下に「その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十一条第一項の改正規定の施行の際現に環境衛生金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

理 由

環境衛生関係営業の衛生水準を高め、及び近代化を促進するため、環境衛生金融公庫及び沖縄振興

興開発金融公庫において、環境衛生関係営業者が営む営業等に要する資金であつて施設の設置等に要する資金以外のものを融通することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。